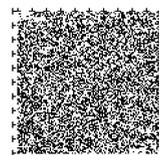


東久留米市
第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画

平成30年3月
東久留米市

東久留米市
第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画

平成30年3月
東久留米市



障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に寄せて

東久留米市では、平成24年10月に障害のある方や当事者団体、関係機関代表者等を委員とした「東久留米市地域自立支援協議会」を設置し、「障害福祉計画」についてPDCAサイクルに則り、計画の進捗に係る点検・評価を行ってまいりました。また、本計画の策定に際しましては、同協議会において協議を重ねるとともに、当事者に対するアンケート調査、事業者に対するヒアリング調査、パブリックコメントを実施いたしました。協議会委員の皆様をはじめ、本計画の策定にご協力いただきました市民、事業者、関係者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

本計画は「障害児福祉計画」としては初めての計画となり、「障害福祉計画」と一体として作成したものです。また、計画期間の初年度となる平成30年度には、障害者総合支援法、児童福祉法の改正に伴い、新規サービスの開始やサービス対象の拡大等、障害や病気のある方に係る様々な見直しが予定されています。

こうした法改正等も踏まえ、平成27年3月に策定しました「障害者計画」の基本理念「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」のもと、「東久留米市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定いたしました。

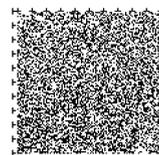
本市が目指す「夢と希望の持てる元気なまち」に向けて、市民の皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



平成30年3月

東久留米市長

並木克巳



目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 計画策定の方法	5

第2章 障害のある人の現状と推計 ～サービスの実績と評価～

1 障害者の状況	7
2 アンケートとヒアリングから分かったこと	18

第3章 障害福祉計画

1 障害福祉計画の基本的な考え方	47
2 平成32年度に向けた目標の設定	49
3 事業量の見込み	51

第4章 障害児福祉計画

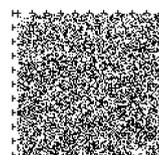
1 障害児福祉計画の基本的な考え方	65
2 平成32年度に向けた目標の設定	68
3 事業量の見込み	70

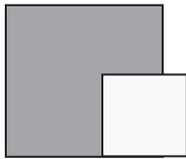
第5章 計画の推進

1 計画の推進体制と進行管理	73
----------------	----

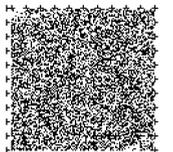
参考資料

1 検討経過	75
2 東久留米市地域自立支援協議会設置要綱	77
3 東久留米市地域自立支援協議会委員名簿（平成29年度）	79
4 市内施設一覧	80





第1章 計画策定にあたって

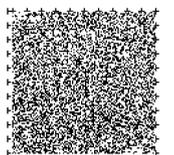


1 計画策定の背景と趣旨

東久留米市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、ノーマライゼーションの推進に努めています。障害者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、身近なところで安心して相談ができ、適切な指導、援助が受けられる支援体制や、主体的に必要なサービスを選択できる環境の充実が求められます。そこで、社会的障壁を取り除き、障害のある人の自立と社会参加の支援を総合的かつ計画的に実施するために、本市は「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意志で参加できるまち」を基本理念とした『東久留米市障害者計画・第4期障害福祉計画』を、平成27年3月に策定しました。

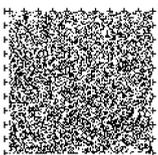
国では「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法の整備の一環として、平成25年6月に障害者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定し、平成28年4月より施行となりました。また、平成28年6月には「児童福祉法」が改正され、障害児に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。平成30年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正により、「就労定着支援」や「自立生活援助」等、新規サービスの開始や既存のサービスの見直しが予定されており、障害者に係わる環境は目まぐるしく変化してきています。

こうしたなか、本市では障害福祉サービスの実績をもとに『東久留米市障害者計画・第4期障害福祉計画』の点検・評価を東久留米市地域自立支援協議会にて行いながら、施策の推進に努めてきました。このような状況を踏まえ、現行計画の期間が終了となることから、長期的な視点から計画的に障害者福祉に関する施策を推進するため、『東久留米市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』を策定します。



【 障害者施策にかかわる主な関連法令の動向 】

年 度	関連法令等	概 要
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の施行 ・ 障害者雇用促進法の一部改正 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービス体系の再編 ・ 雇用対策の強化、助成の拡大等 ・ 総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村障害者計画の義務化
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用促進法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担の見直し、同行援護の創設、障害者の範囲に発達障害を加えるなど
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的規定や障害者の定義の見直しなど
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法の施行 ・ 障害者自立支援法の一部改正 ・ 児童福祉法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定 ・ 相談支援の充実、障害児支援の強化など ・ 障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法の施行 ・ 障害者雇用促進法の一部改正 ・ 公職選挙法の一部改正 ・ 障害者優先調達推進法の施行 ・ 障害者差別解消法の成立 ・ 障害者の権利に関する条約の批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法を改称、障害者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど ・ 法定雇用率の引き上げ ・ 成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す ・ 公機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定 ・ 「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法の改正 ・ 難病医療法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの対象となる疾病の拡大 ・ 難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病の拡大
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の施行 ・ 障害者雇用促進法の改正 ・ 発達障害者支援法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供 ・ 法定雇用率算定に精神障害者が加わる ・ 基本理念、定義、支援体制の見直し等

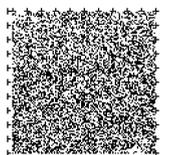
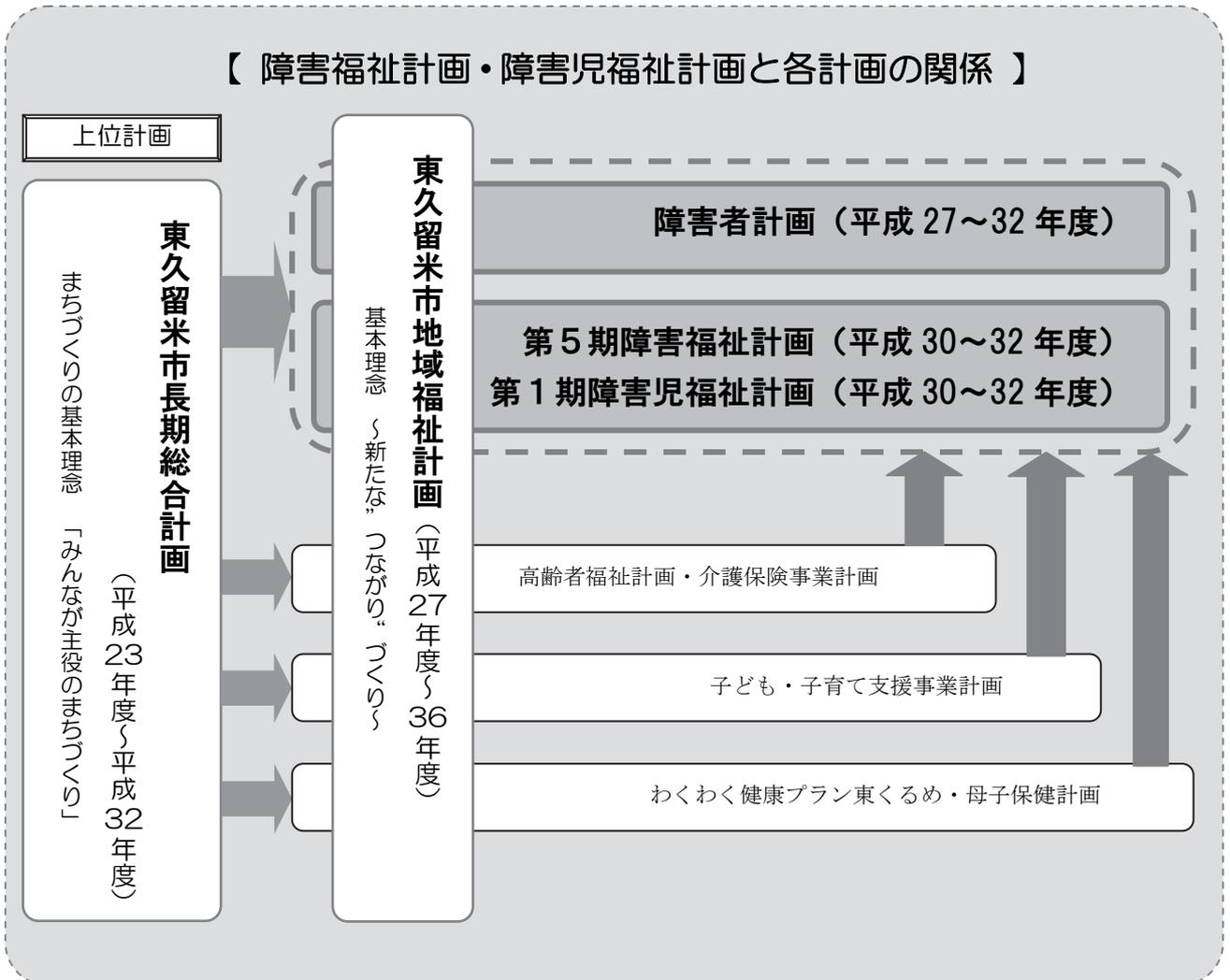


2 計画の性格

この計画は、本市の障害福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に定める障害福祉計画と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

また、第 4 次長期総合計画を上位計画とし、他の関連する計画や国の「障害者基本計画」及び東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」と整合を図っています。

【 障害福祉計画・障害児福祉計画と各計画の関係 】



3 計画の対象

この計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

また、「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

※障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

都内 26 市で「障害」の表記を平仮名に改めている市もある一方、平成 27 年 3 月に策定しました「東久留米市障害者計画・第 4 期障害福祉計画」の策定にあたりアンケート調査を実施したところ、「障害」の表記に慣れ親しんでいる方も多かったです。よって、今回の計画策定においては、法律用語である「障害」を引き続き使用することとします。

4 計画の期間

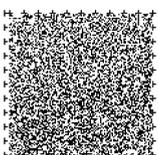
第 5 期障害福祉計画、第 1 期障害児福祉計画の期間は平成 30 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 3 年間とします。

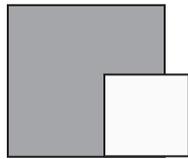
また、法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

※平成 31 年（2019）年中に元号の改元が予定されていますが、新元号が決定していないため、本計画においては 2020 年以降についても「平成」で表記します。

計画の期間

H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画			第 6 期障害福祉計画		
			第 1 期障害児福祉計画		第 2 期障害児福祉計画			





第2章 障害のある人の現状と推計

～サービスの実績と評価～

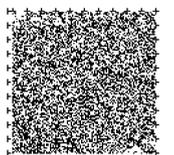


表 1 - 2 年齢構成別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
全 体	4,471	4,485	3,461	全 体	3,252	3,262	3,414
20 歳未満	110	112	93	20 歳未満	88	80	83
	2.5%	2.5%	2.7%		2.7%	2.4%	2.4%
20 歳以上 60 歳未満	1,007	988	1,029	20 歳以上 65 歳未満	695	710	740
	22.5%	22.0%	29.7%		21.3%	21.8%	21.6%
60 歳以上	3,354	3,385	2,339	65 歳以上	2,469	2,472	2,597
	75.0%	75.5%	67.6%		75.7%	75.8%	75.9%

資料：障害福祉課 各年4月1日現在、平成29年度は10月1日現在

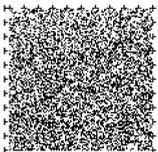


表1-3 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全体	4,471	4,485	3,461	3,252	3,262	3,414
1級	1,496 33.5%	1,518 33.9%	1,164 33.6%	1,092 33.6%	1,124 34.6%	1,192 34.8%
2級	774 17.3%	762 17.0%	511 14.8%	465 14.3%	472 14.5%	493 14.4%
3級	725 16.2%	709 15.8%	567 16.4%	548 16.9%	536 16.5%	548 16.0%
4級	993 22.2%	1,033 23.0%	848 24.5%	799 24.6%	780 24.0%	808 23.6%
5級	278 6.2%	265 5.9%	212 6.1%	192 5.9%	196 6.0%	214 6.3%
6級	205 4.6%	198 4.4%	159 4.6%	156 4.8%	154 4.7%	159 4.6%

資料：障害福祉課 各年4月1日現在、平成29年度は10月1日現在

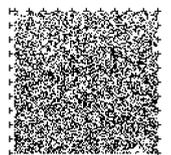
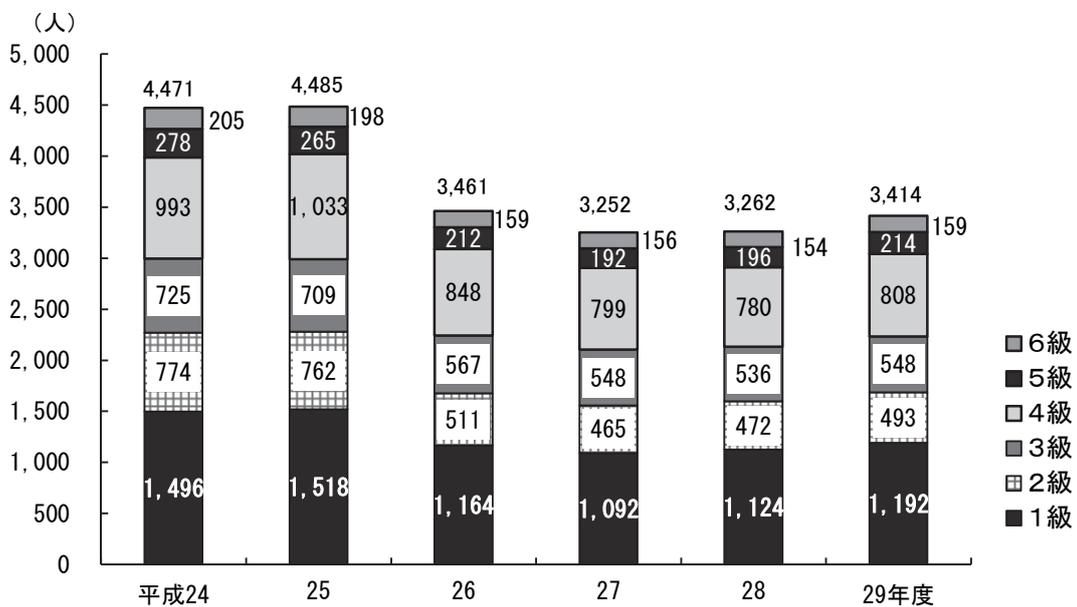
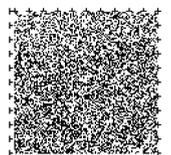
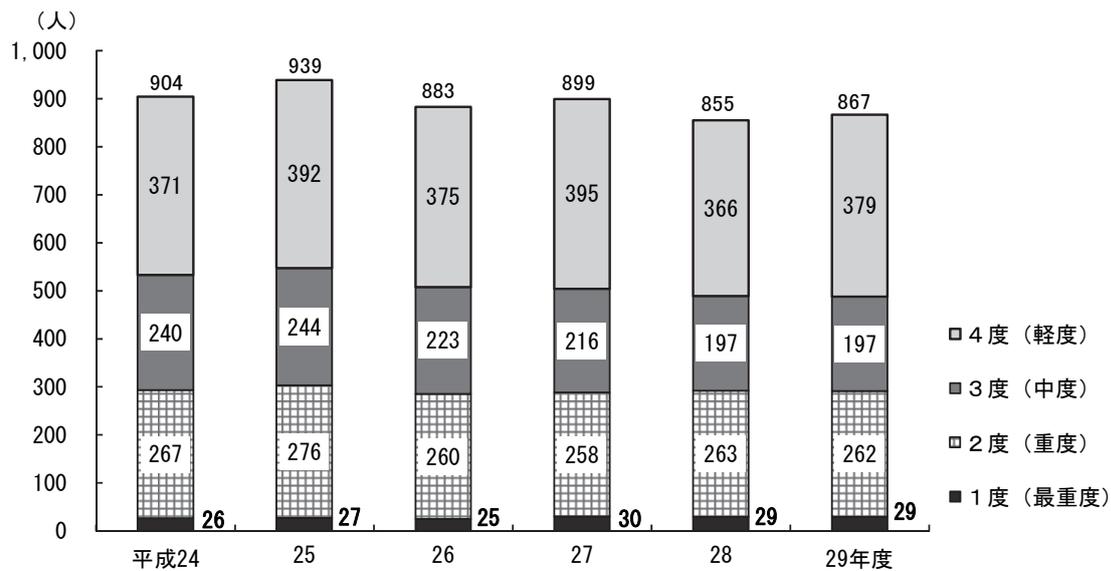


表2-2 障害等級別愛の手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全体	904	939	883	899	855	867
1度（最重度）	26 2.9%	27 2.9%	25 2.8%	30 3.5%	29 3.4%	29 3.3%
2度（重度）	267 29.5%	276 29.4%	260 29.4%	258 30.2%	263 30.8%	262 30.2%
3度（中度）	240 26.6%	244 26.0%	223 25.3%	216 25.3%	197 23.0%	197 22.7%
4度（軽度）	371 41.0%	392 41.7%	375 42.5%	395 46.2%	366 42.8%	379 43.7%

資料：障害福祉課 各年4月1日現在、平成29年度は10月1日現在



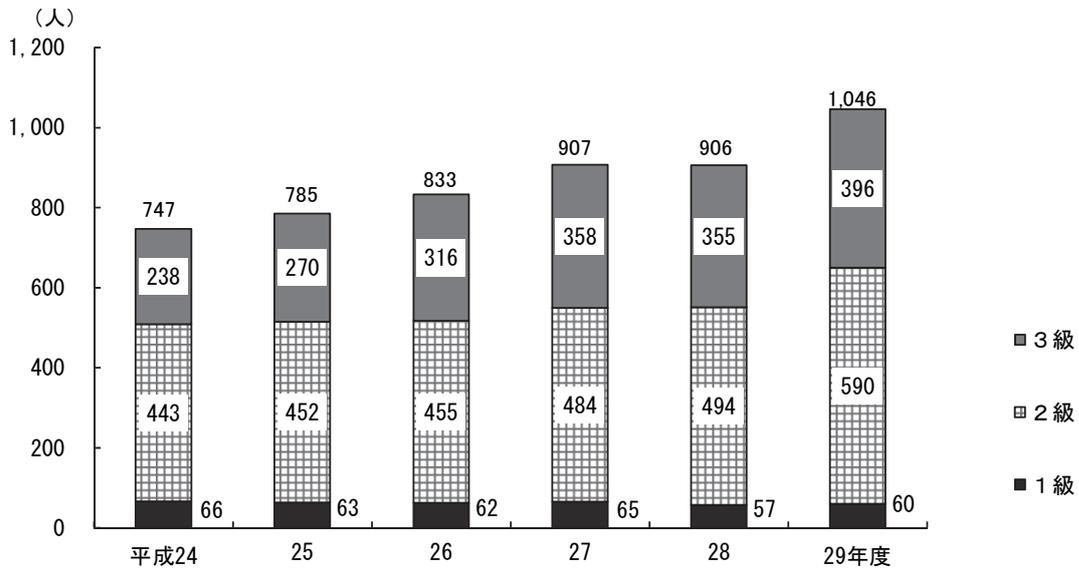
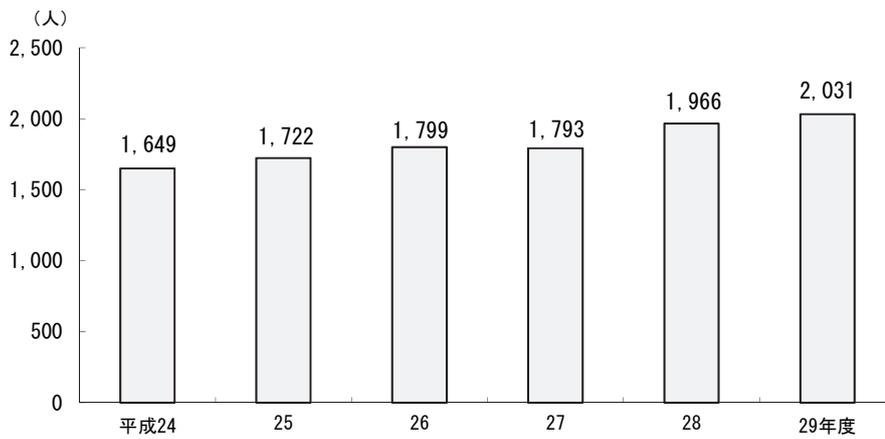


表3-2 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全体	1,649	1,722	1,799	1,793	1,966	2,031

資料：障害福祉課 各年4月1日現在、平成29年度は10月1日現在



平成29年10月1日現在、自立支援医療を受けている高次脳機能障害者の人数は13人となっています。

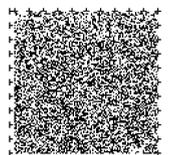


表7-2 就労支援室（さいわい・あおぞら）利用状況

（単位：人）

	区分※1	登録者数	活動状況		
			新規就職者数	就業者中※2	求職中
さいわい	身体障害者	12	0	7	0
	知的障害者	107	16	80	4
	精神障害者	1	0	0	0
	合計	120	16	87	4
あおぞら	身体障害者	0	0	0	0
	知的障害者	2	1	1	0
	精神障害者	70	21	28	25
	合計	72	22	29	25
全体		192	38	116	29

資料：障害福祉課 平成28年度の実績

※1：障害が重複している場合、主となる障害でカウント

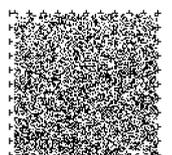
※2：新規就職者以外で、当該する年度以前から当該年度末まで就労を継続している登録者

表7-3 福祉施設から一般就労への移行状況

（単位：人）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全体	11	14	11	10	13	5
身体障害者	0	1	0	1	2	0
知的障害者	5	7	1	4	5	1
精神障害者	6	6	10	5	6	4

資料：障害福祉課 各年度3月31日現在 29年度については9月までの実績



○障害者に関する手帳の取得状況

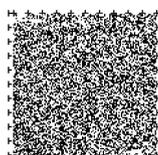
単位：％

区分	合計	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳	発達障害の診断を受けている	難病の診断を受けている	無回答
全体	2,147	60.3	15.6	11.6	2.5	13.7	5.7
身体障害者	1,294	100.0	5.2	0.9	0.5	4.0	0.0
知的障害者	336	19.9	100.0	5.4	10.1	1.2	0.0
精神障害者等	248	4.8	7.3	100.0	4.8	3.6	0.0
発達障害	54	11.1	63.0	22.2	100.0	7.4	0.0
難病	294	17.7	1.4	3.1	1.4	100.0	0.0

○身体障害者に関する手帳の障害種別

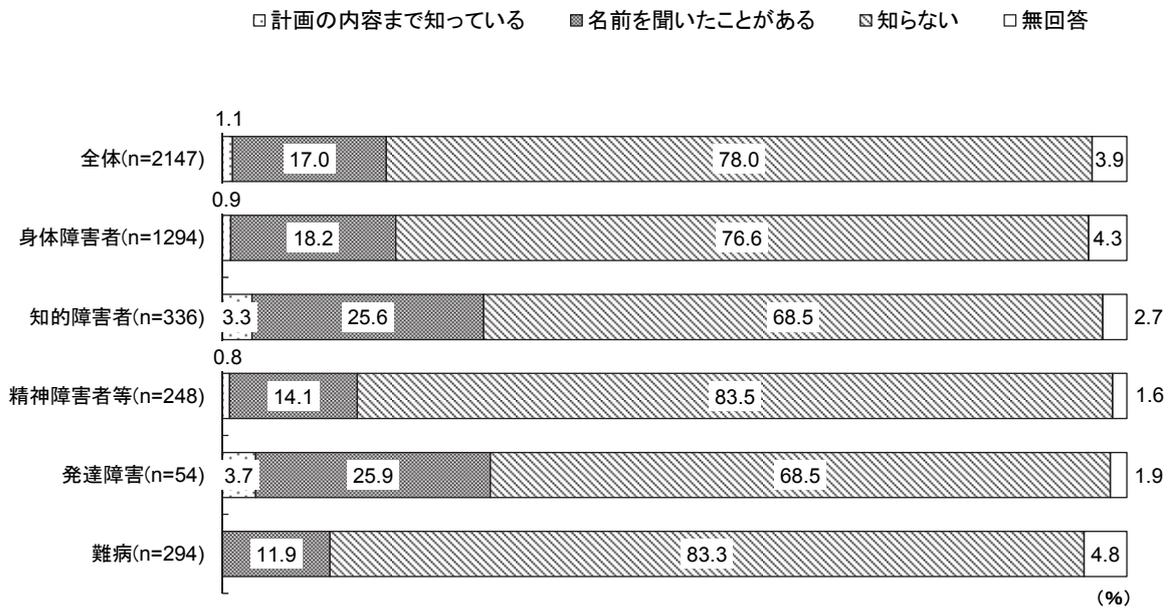
単位：％

区分	有効回答数（件）	肢体不自由	音声・言語・そしゃ機能障害	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	内部障害	無回答
全体	1,294	50.6	4.5	7.2	9.6	29.6	4.9
身体障害者	1,294	50.6	4.5	7.2	9.6	29.6	4.9
知的障害者	67	76.1	10.4	6.0	9.0	16.4	3.0
精神障害者等	12	75.0	16.7	8.3	0.0	8.3	8.3
発達障害	6	66.7	16.7	33.3	16.7	16.7	0.0
難病	52	75.0	5.8	11.5	5.8	26.9	1.9

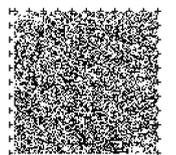
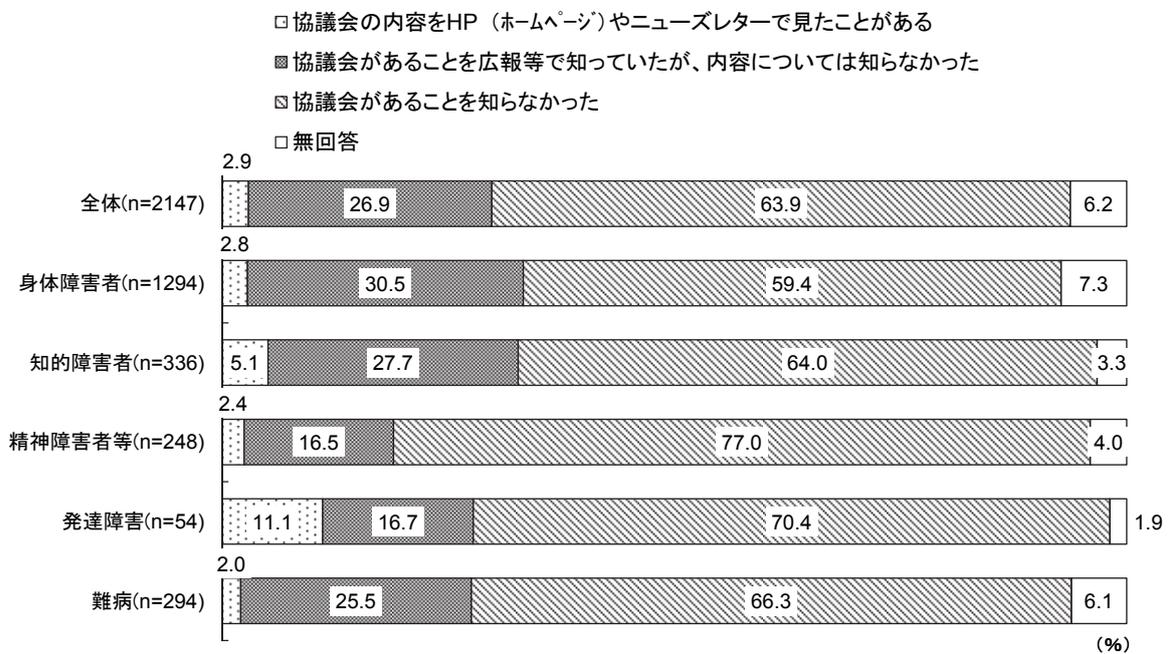


② 障害のある人に関する法律や施策についての理解

○ 『東久留米市障害福祉計画（第4期）』の認知度について

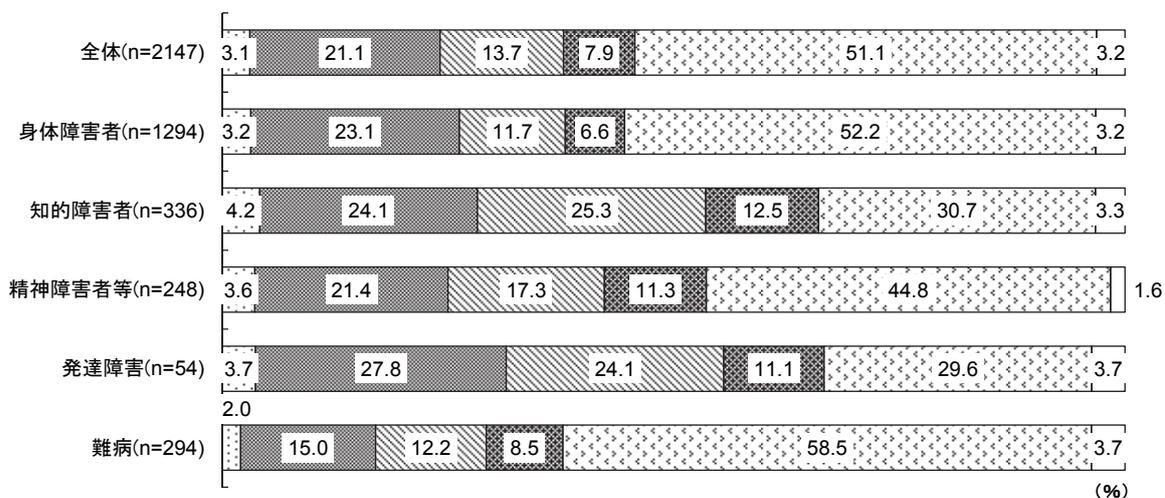


○ 「地域自立支援協議会」の認知度について



○東久留米市の障害福祉施策全般についてどのように感じているか

□とても充実している ■充実している ▨あまり充実していない ■充実していない □わからない □無回答

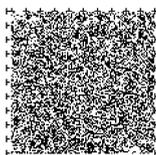


○福祉に関する情報の入手方法について

単位：%

区分	有効回答数(件)	市や社会福祉協議会等の広報紙	声の広報	テレビやラジオ	新聞・雑誌	インターネット	障害者団体	民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員	ホームヘルパー	家族・親戚
全体	2,147	55.8	0.8	20.6	20.7	10.5	5.8	1.6	3.8	10.8
身体障害者	1,294	60.8	1.2	23.5	25.0	7.8	5.2	1.7	4.7	9.7
知的障害者	336	42.6	0.3	12.5	12.8	8.3	19.3	3.3	1.2	12.2
精神障害者等	248	47.6	0.0	14.9	14.5	19.0	3.2	0.8	0.8	15.7
発達障害	54	35.2	0.0	9.3	5.6	31.5	5.6	1.9	0.0	11.1
難病	294	58.2	0.0	19.7	17.7	16.7	1.7	0.0	5.1	7.8

区分	有効回答数(件)	友人・知人	医療機関	市や都の窓口	障害者の福祉施設	情報が得られない	その他	無回答
全体	2,147	10.9	20.5	19.4	12.4	2.9	3.5	1.5
身体障害者	1,294	8.8	17.8	20.0	8.7	3.2	3.2	1.4
知的障害者	336	26.5	7.7	18.5	44.3	3.9	6.3	0.6
精神障害者等	248	10.5	33.1	24.2	16.5	2.4	2.8	1.2
発達障害	54	42.6	33.3	18.5	27.8	5.6	13.0	0.0
難病	294	7.5	29.6	20.7	4.4	2.0	4.1	2.7



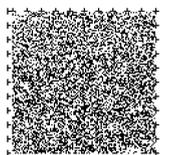
【考察】

市では『東久留米市障害福祉計画』の策定や、「地域自立支援協議会」の設置など、市の障害者福祉を推進していくために様々な政策を行ってきましたが、障害のある人も含め、認知度は高くない状況となっています。

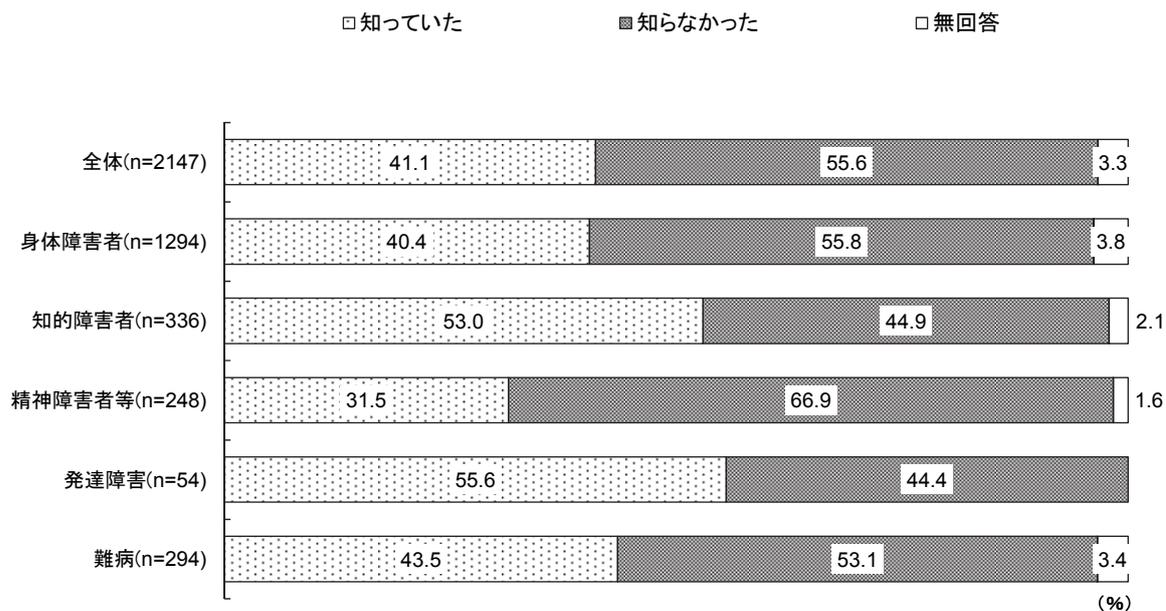
また、本市の障害福祉施策全般について、全体的に、「充実している」と評価する人と、「充実していない」と評価していない人の割合がほぼ等しくなっています。知的障害者と発達障害者では、「あまり充実していない」と「充実していない」を合わせた“どちらかと言えば充実していない”の割合が3割台後半を占め、比較的多くなっています。

福祉に関する情報の入手方法については、障害のある人全体で、「市や社会福祉協議会等の広報紙」の割合が最も多くなっています。

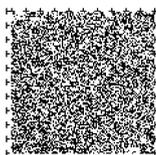
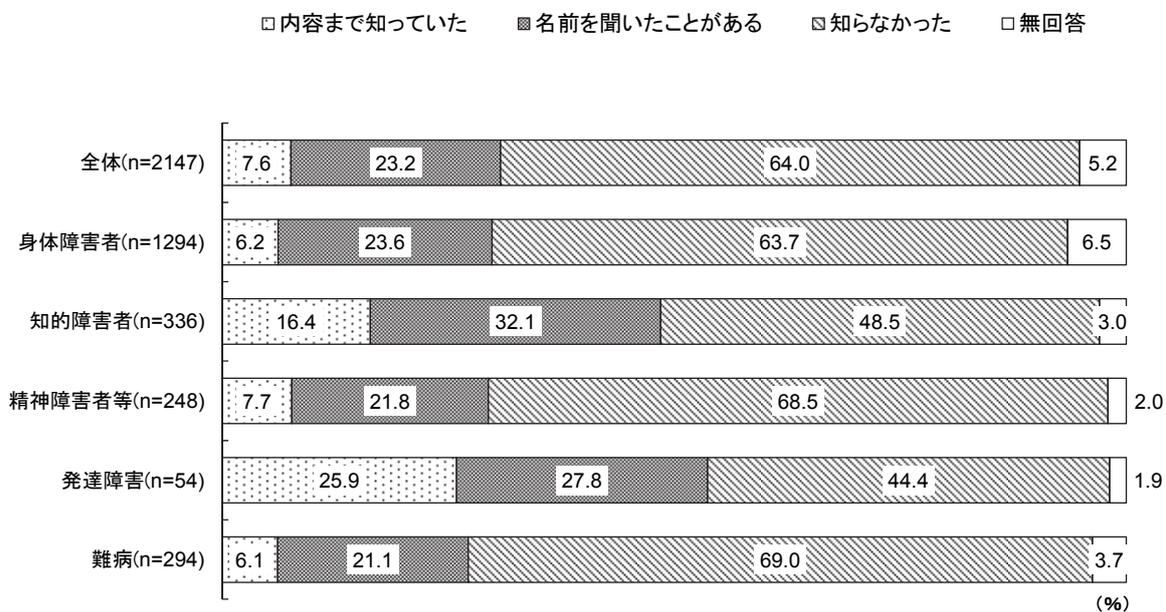
これらの情報媒体等を利用して広く市の障害者施策を周知・啓発し、障害者施策の充実を推進していく必要があります。



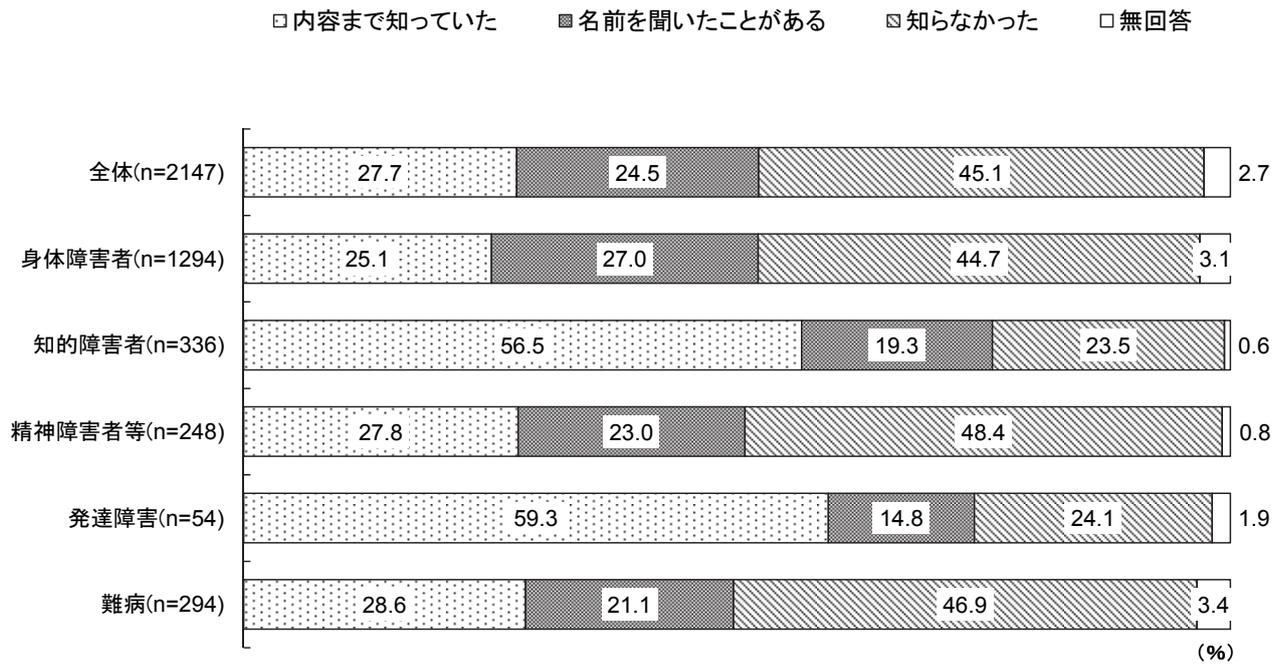
○「障害者虐待防止法」による通報義務の認知度について



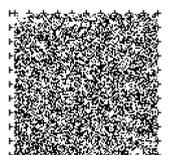
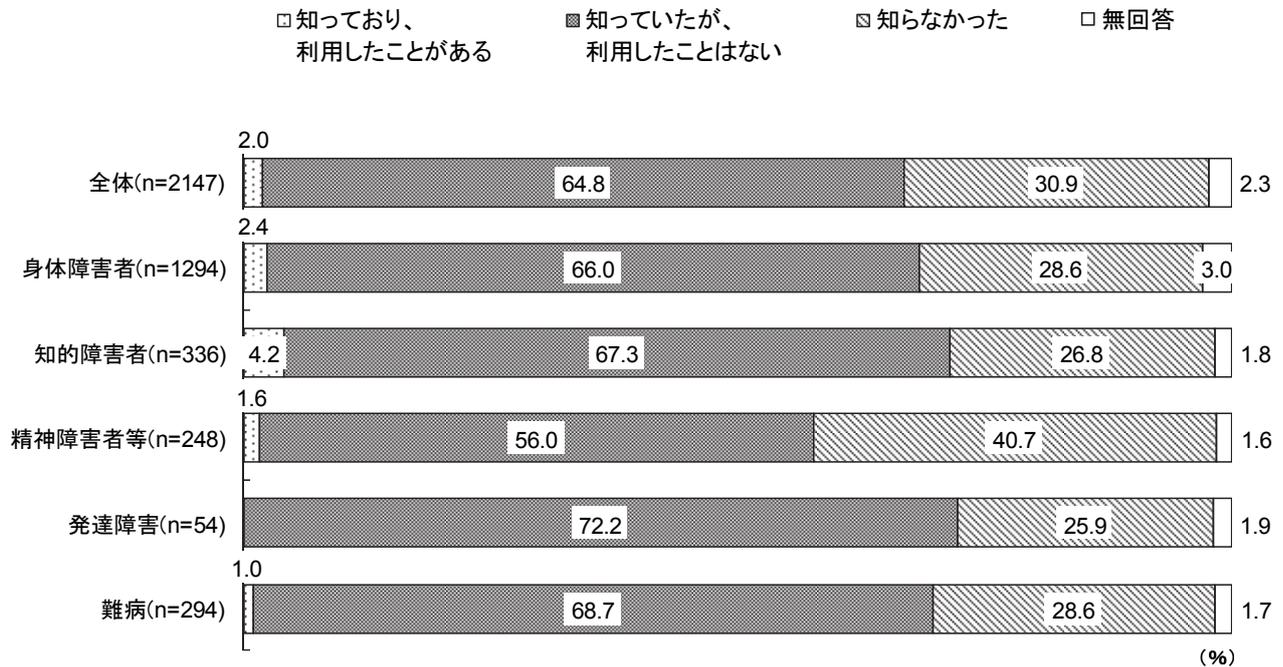
○「障害者差別解消法」の認知度について



○「ヘルプカード」の認知度について



○「成年後見制度」の認知度について

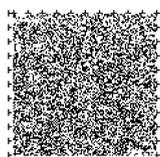


【考察】

障害に関する制度等の認知度については、「成年後見制度」や「ヘルプカード」については認知度が比較的高いのに対して、「障害者差別解消法」の認知度は、障害や病気の種別にかかわらず低くなっています。

「障害者虐待防止法」による通報義務については、前回調査時より認知度が低下している状況がうかがえます。

障害に関する国の制度の動向等を知っていただくことも、市民の障害への理解を深めていくことにつながることから、周知のための活動が重要です。



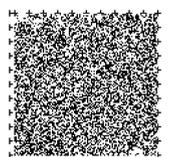
③ 障害者の日常生活での困りごと

○日常生活で困っていること

単位：％

区分	有効回答数（件）	健康状態に不安がある	自分では身の回りのことが十分にできない	自分や家族では家事が十分にできない	介護者の負担が大き	段差や階段など、住まいに支障がある	外出するのに支障がある	利用したい福祉サービスが十分に受けられない	近所の人などとの人間関係に支障がある	地域で生活したい生活を送るを得ない
全体	2,147	48.7	26.1	10.9	11.0	12.4	23.0	7.1	6.1	2.6
身体障害者	1,294	49.6	25.2	11.7	11.8	16.7	26.6	5.9	4.3	2.6
知的障害者	336	26.8	48.5	9.5	22.3	6.5	25.0	16.4	8.0	4.2
精神障害者等	248	55.2	27.8	14.9	7.3	4.8	19.8	10.9	16.1	0.8
発達障害	54	22.2	50.0	7.4	14.8	0.0	24.1	14.8	9.3	3.7
難病	294	63.3	21.4	10.5	10.2	12.6	20.7	5.1	3.7	3.4

区分	有効回答数（件）	将来の生活に不安を感じている	特に困っていること	その他	無回答
全体	2,147	47.5	19.7	6.3	3.2
身体障害者	1,294	41.3	19.6	6.4	4.0
知的障害者	336	58.6	14.9	5.1	3.3
精神障害者等	248	68.5	14.1	9.7	2.0
発達障害	54	74.1	5.6	3.7	9.3
難病	294	48.3	20.1	6.1	1.4

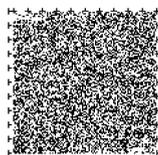


○障害福祉サービスの利用で困っていること

単位：％

区分	有効回答数（件）	制度がわかりにくい	利用したいサービスを利用できない	利用できる回数や日数が少ない	サービスの質について困っている	他の利用者との関係が大変	市役所での手続きが大変	事業者との日時などの調整が大変	特に困っていることはない
全体	2,147	30.0	6.7	7.9	4.2	2.9	14.4	5.6	38.8
身体障害者	1,294	27.1	6.0	6.6	3.8	1.7	11.5	3.7	41.8
知的障害者	336	33.6	12.8	22.0	6.5	5.4	14.3	22.3	27.7
精神障害者等	248	45.2	8.5	6.5	8.1	9.7	28.2	4.8	26.6
発達障害	54	53.7	13.0	14.8	5.6	1.9	22.2	20.4	25.9
難病	294	28.2	6.1	4.1	3.4	1.4	17.0	3.1	43.2

区分	有効回答数（件）	その他	無回答
全体	2,147	6.3	13.4
身体障害者	1,294	6.0	15.8
知的障害者	336	6.8	7.7
精神障害者等	248	5.6	7.3
発達障害	54	7.4	1.9
難病	294	6.8	12.2

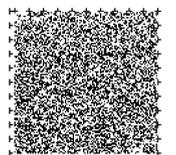


【考察】

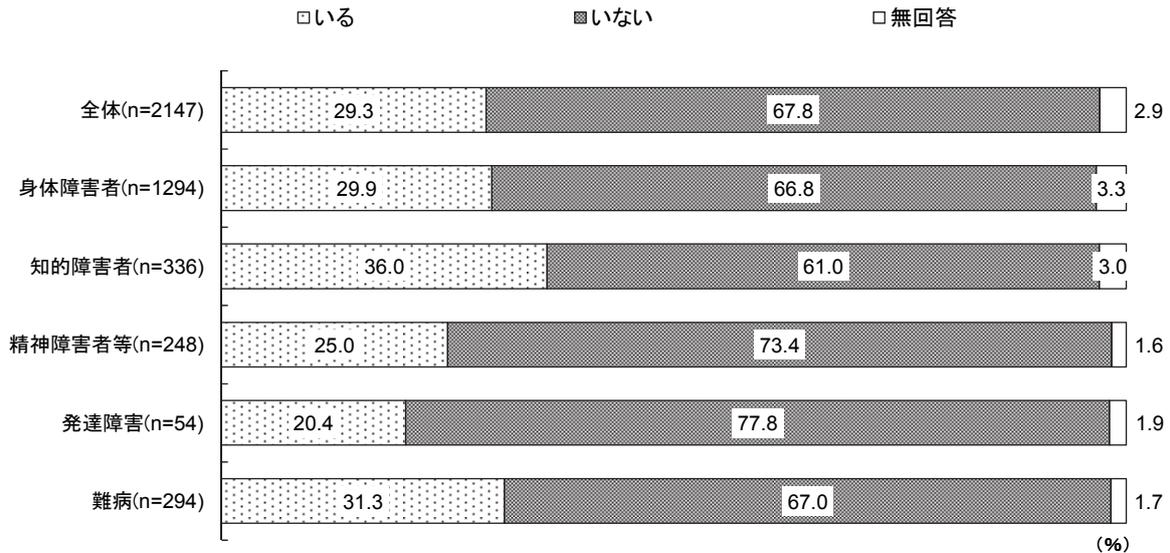
日常生活で困っていることとして、身体障害者、難病がある人では、「健康状態」に不安が大きく、知的障害者、発達障害者、精神疾患がある人では「将来の生活での不安」が大きくなっています。

また、「障害福祉サービス」の利用に関して困っていることとしては、身体障害か難病のある人では「特に困っていることはない」が最も多いのに対し、知的障害、発達障害、精神疾患のある人では「制度がわかりにくい」が最も多い回答となっています。

これらのことから、利用できる障害福祉サービスの内容等をはじめとする的確・適切な情報を、障害等のある人にとって理解しやすい形で、ライフステージ等に沿って丁寧に提供していく必要があります。



○災害時に避難支援を依頼できる方の有無



○上記の「依頼できる方」は誰かについて

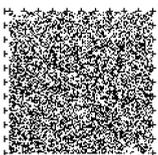
単位：%

区分	有効回答数(件)	友人	近所の人	地域の自治会	地域の自主防災組織	む(通所先等の事業所含む)	その他	無回答
全体	628	23.6	41.6	21.3	9.2	19.7	15.3	0.5
家族と暮らしている	421	25.9	46.1	21.9	11.2	13.8	14.3	0.5
一人暮らしをしている	116	32.8	50.0	33.6	7.8	6.9	11.2	0.0
グループホーム等で暮らしている	36	0.0	2.8	0.0	2.8	100.0	0.0	0.0
施設に入所している	36	0.0	8.3	5.6	0.0	50.0	44.4	2.8
その他	16	6.3	25.0	6.3	0.0	25.0	37.5	0.0

【考察】

災害時に、家族以外で避難支援を依頼できる方が地域にいるかについては、精神疾患のある人と発達障害者で「いない」との回答が7割台となっており、課題を示しています。

お願いできる具体的な相手としては、暮らし方別でみた場合、「家族と暮らしている」、「一人暮らしをしている」方では「近所の人」が多く、「グループホーム等で暮らしている」、「施設に入所している」方では「通所先等の事業所（グループホームを含む）」が多くなっています。



○人権を損なう扱いを受けた経験について

単位：％

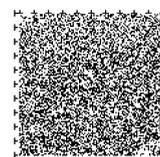
区分	有効回答数（件）	障害を理由に学校への入学を断られた	障害を理由に就職を断られた	職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い	障害を理由に退職を迫られた	差別用語を使われた	電車や施設の利用を断られた	親族の冠婚葬祭への出席を断られた、開催を知らされなかった	家族や施設の人から暴力による虐待を受けた	周りの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた
全体	2,147	1.7	5.8	5.0	3.4	6.1	1.4	1.4	1.3	0.7
身体障害者	1,294	1.6	4.7	3.9	2.1	4.5	1.4	0.6	0.5	0.4
知的障害者	336	5.7	4.8	8.9	3.6	14.0	3.0	3.3	3.6	0.9
精神障害者等	248	1.2	17.3	11.7	10.5	11.3	1.6	3.2	4.4	2.4
発達障害	54	0.0	5.6	5.6	11.1	20.4	1.9	1.9	5.6	0.0
難病	294	0.0	4.1	1.7	2.4	2.0	1.4	0.3	1.0	0.3

区分	有効回答数（件）	年金が自分のために使われなかった等、財産が侵害された	賃貸物件への入居や移転の時に、障害を理由に断られた	食堂やホテル等で利用を断られた	受診や治療を断られた	その他	特になし（上記のようなことはない）	わからない	無回答
全体	2,147	0.5	1.6	0.6	4.0	3.4	61.6	4.9	13.9
身体障害者	1,294	0.4	1.0	0.5	2.4	2.2	65.9	4.1	15.9
知的障害者	336	0.9	2.4	1.8	11.0	6.8	48.2	6.3	8.6
精神障害者等	248	1.2	4.8	0.0	7.3	6.5	46.0	8.1	6.0
発達障害	54	0.0	0.0	0.0	11.1	3.7	50.0	7.4	1.9
難病	294	0.3	0.0	1.0	5.1	1.7	66.0	5.1	16.0

【考察】

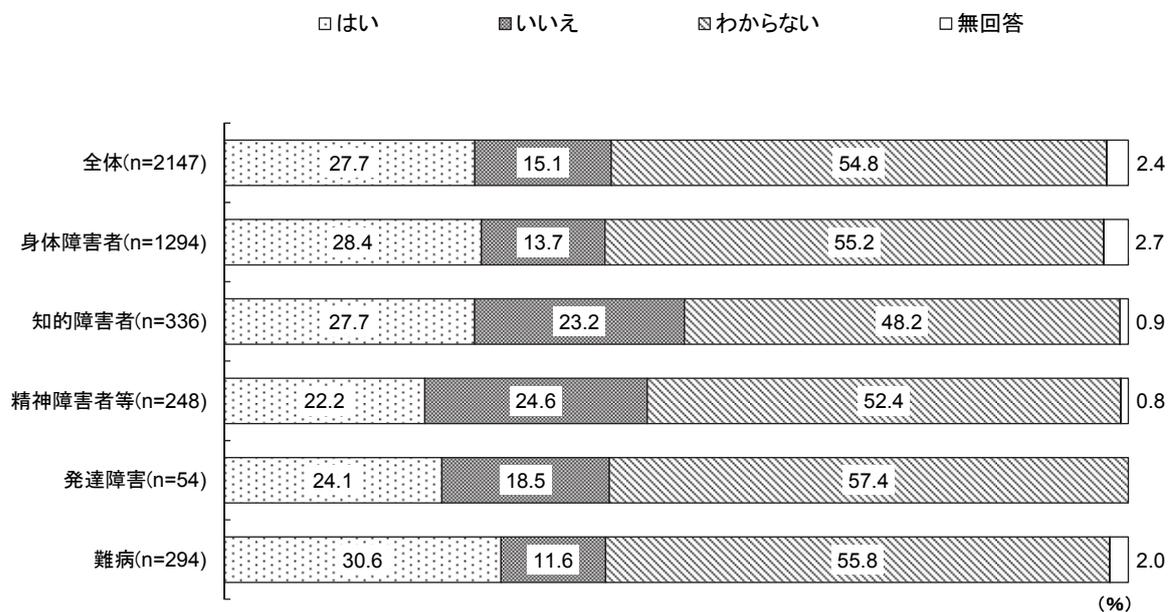
障害があることが原因で、日常生活の中で人権を損なう扱いを受けた経験があるかについては、全体では「特になし」が最も多いものの、「差別用語を使われた」（6.1％）、「障害を理由に就職を断られた」（5.8％）、「職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い」（5.0％）などが挙げられており、就職や職場での経験が多いことがうかがえ、課題を示しています。

また、障害種別では、知的障害者と発達障害者で「差別用語を使われた」、「受診や治療を断られた」が、精神障害者等で「障害を理由に就職を断られた」の割合が比較的多くなっています。



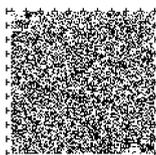
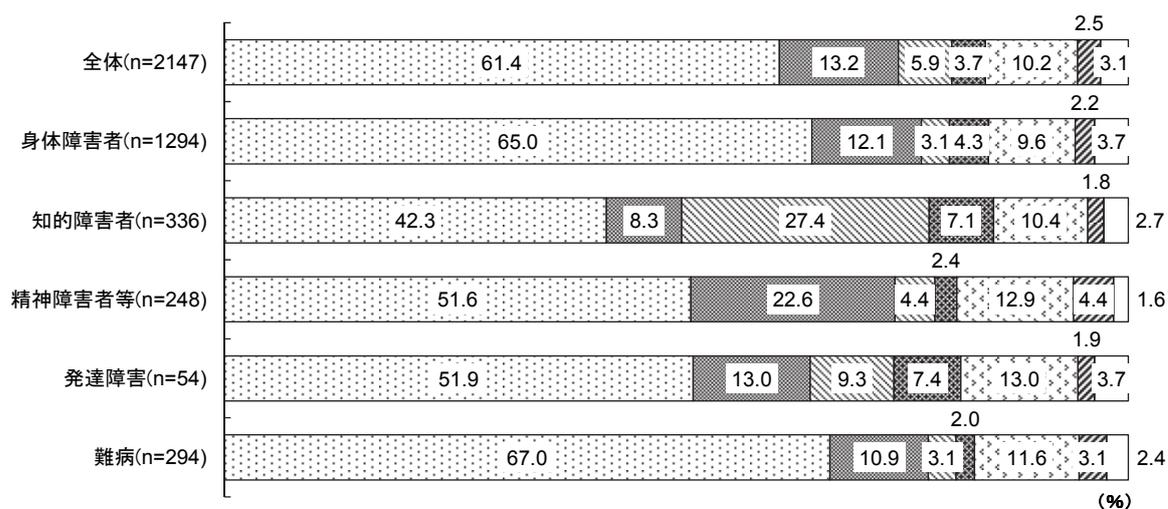
④ 障害のある人の地域移行等について

○地域及び職場で、障害者への理解が10年前に比べて深まっていると思うかについて

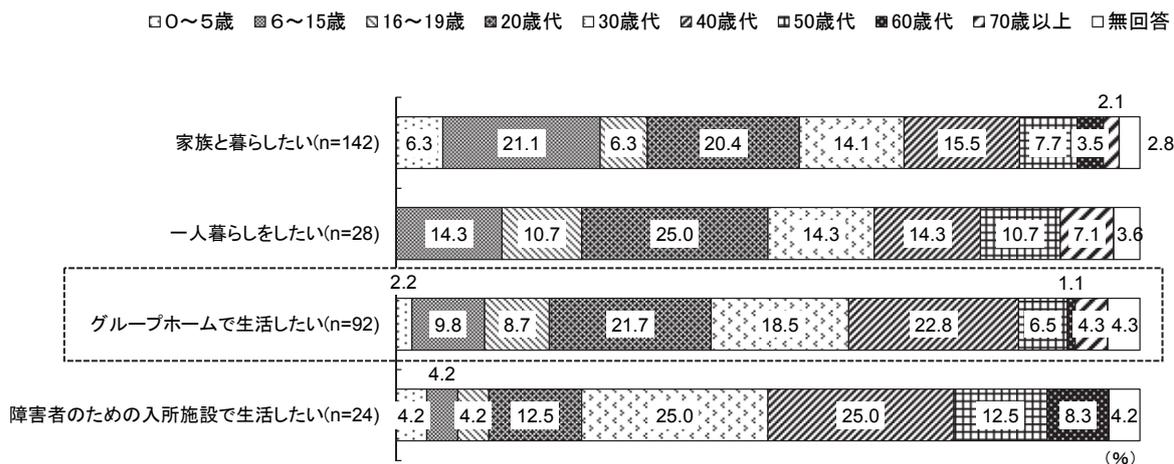


○今後、どのような生活の場で暮らしたいかについて

□家族と暮らしたい □一人暮らしをしたい □グループホームで生活したい □障害者のための入所施設で生活したい □わからない □その他 □無回答



《知的障害者の回答別年齢構成》



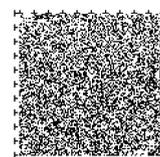
【考察】

地域及び職場で、障害のある人への理解が「10年前に比べて深まっている」と感じている人の割合は、全体では3割近くですが、障害種別によって若干ばらつきがあって2割台から約3割で、精神障害者等と発達障害者でやや少なく2割台前半の割合となっています。

また、今後の生活については、障害の種別にかかわらず「家族と暮らしたい」人の割合が多くなっています。また、知的障害者では「グループホーム」への入居を希望している方が3割近くみられるのが特徴的です。40歳代の人の希望が最も多くなっています。

障害のある人が住み慣れた地域の中で生活していくためには、引き続き啓発・広報等の取り組みを進め、内部障害、精神疾患、発達障害など外からは見えない障害についてまで地域の方の理解を深めていくことが必要です。

また、相談支援やグループホームの充実など、地域で住み続けていくためのニーズを把握し、基盤整備を進めていくことが求められます。



⑤ 今後の障害者施策について

○障害のある人が一般就労するために必要な支援について

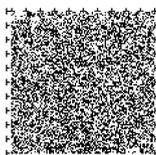
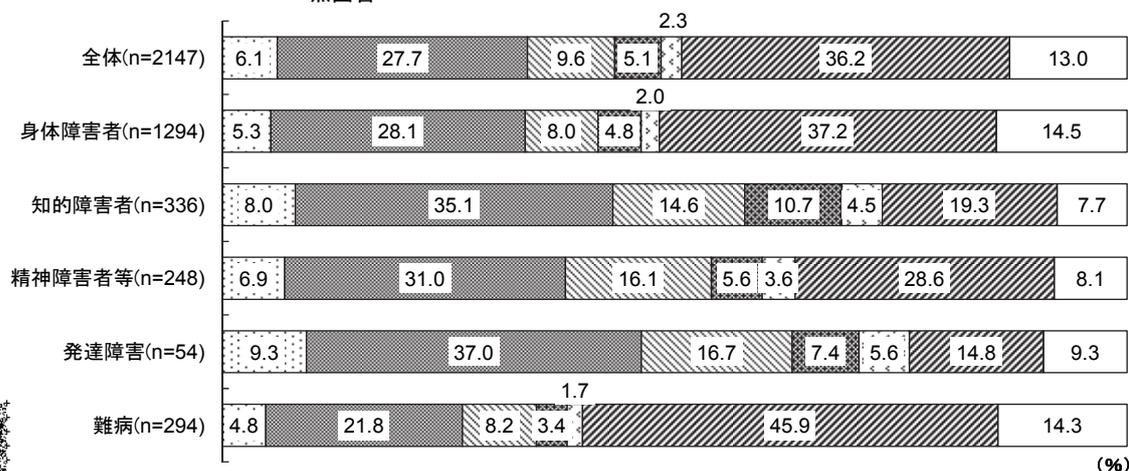
単位：%

区分	有効回答数（件）	支援体制	仕事の総探しから相就労支	の職業訓練	働くための知識や能	の職場実習	仕事を体験するため	職業・職域の開拓	障害の特性に合った	障害者が働く雇用の	情報提供	希望に合った仕事を	場への働きかけ	を促進するための理	障害者への働きかけ	リニアや職場のバ	制	障害や病気の状態に
全体	2,147	49.9	36.2	26.5	42.2	35.9	30.6	37.2	23.7	43.2								
身体障害者	1,294	42.0	29.3	19.3	34.9	29.8	25.0	29.2	23.2	35.5								
知的障害者	336	62.5	52.4	44.6	58.9	48.2	37.2	53.9	25.6	50.0								
精神障害者等	248	64.1	47.2	37.5	58.9	50.8	49.6	49.2	22.2	68.5								
発達障害	54	70.4	63.0	44.4	68.5	55.6	44.4	63.0	25.9	70.4								
難病	294	53.4	37.8	27.9	44.9	40.5	28.6	43.2	29.9	49.7								

区分	有効回答数（件）	の職ジョ	い特に	その他	無回答
全体	2,147	20.8	7.3	6.3	15.7
身体障害者	1,294	11.8	9.5	6.3	21.2
知的障害者	336	48.5	4.2	6.5	7.7
精神障害者等	248	33.1	3.2	7.3	4.4
発達障害	54	51.9	0.0	9.3	9.3
難病	294	21.4	3.1	5.8	13.6

○受けている障害福祉サービスの満足度について

- 必要なサービスを受けられており大いに満足
- ほぼ必要なサービスを受けられており満足
- ほぼ必要なサービスを受けられているがサービスの質に満足できない
- 必要なサービスが十分に受けられず不満足
- 受けたいサービスが地域になく不満足
- 現在は特にサービスを受ける必要がないので利用していない
- 無回答



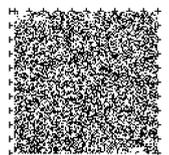
○今後、市行政で重点的に取り組むべきと思う施策について

単位：％

区分	有効回答数（件）	児童の発達相談を 切れ目なく受けら れる体制づくり	特別支那の教育の いっそうの充実	教育と福祉の連携 を強めること	児童の放課後や余 暇活動の充実	成人期の余暇活動 の場づくり	障害者（児童）の 虐待の予防	障害者の就労支援 の充実	障害児保育の充実 による親の就労 支援	就労系事業所の定 員の拡大
全体	2,147	7.2	5.4	6.4	4.1	6.1	8.4	18.4	5.4	7.0
身体障害者	1,294	5.7	4.0	5.3	2.6	3.1	7.4	15.0	4.8	3.7
知的障害者	336	11.3	11.3	8.0	8.6	27.1	5.4	20.2	7.7	15.2
精神障害者等	248	3.2	4.8	5.2	5.2	6.0	11.7	34.7	3.6	15.7
発達障害	54	27.8	24.1	13.0	14.8	20.4	7.4	27.8	11.1	20.4
難病	294	9.5	4.8	6.1	6.1	2.7	12.2	17.7	6.5	3.4

区分	有効回答数（件）	重度の障害者の日 中の活動の確保	在宅でも医療を受 けられる体制づく り	グループホームの 施設整備	バリアフリーのま ちづくり	障害特性に 対応した情報提供	相談支援体制の強 化	障害者への理解を 深めるための講習 やイベント	研修等による支 援者の育成	その他
全体	2,147	6.3	17.0	9.6	21.0	12.1	13.2	8.1	6.8	5.4
身体障害者	1,294	6.1	19.7	6.5	27.0	11.9	12.6	7.2	5.6	4.7
知的障害者	336	13.1	3.0	29.2	8.6	8.3	11.6	9.8	11.9	4.8
精神障害者等	248	7.7	12.1	10.5	10.9	23.0	19.8	12.9	6.0	7.3
発達障害	54	13.0	3.7	14.8	3.7	22.2	9.3	9.3	5.6	7.4
難病	294	5.1	23.8	7.8	21.8	9.9	13.3	4.4	5.8	5.8

区分	有効回答数（件）	無回答
全体	2,147	26.6
身体障害者	1,294	30.5
知的障害者	336	14.9
精神障害者等	248	15.3
発達障害	54	7.4
難病	294	27.6



【年齢別】（*「無回答」を除く）

単位：%

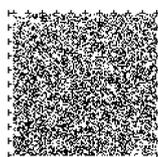
区分	有効回答数（件）	児童の発達相談を切れ目なく受けられる体制づくり	特別支援教育の充実	教育と福祉の連携を強めること	児童の放課後や余暇活動の充実	成人期の余暇活動の場づくり	障害者（児童）の虐待の予防	障害者の就労支援の充実	障害児保育の充実等による親の就労支援	就労系事業所の定員の拡大
全体	2,147	7.2	5.4	6.4	4.1	6.1	8.4	18.4	5.4	7.0
0～5歳	17	58.8	41.2	17.6	47.1	5.9	0.0	0.0	47.1	5.9
6～15歳	66	21.2	31.8	19.7	16.7	27.3	3.0	39.4	9.1	25.8
16～19歳	36	22.2	16.7	5.6	8.3	36.1	11.1	22.2	8.3	16.7
20歳代	124	4.8	6.5	8.1	5.6	20.2	10.5	28.2	8.9	12.1
30歳代	146	9.6	7.5	6.8	6.8	8.2	11.6	33.6	6.2	11.6
40歳代	234	5.1	5.6	8.1	5.6	10.3	10.3	31.2	6.4	14.5
50歳代	242	6.6	3.7	6.2	3.3	5.4	12.4	27.3	4.5	14.5
60歳代	335	6.6	3.9	8.1	2.7	2.1	9.0	18.2	6.3	3.3
70歳以上	879	5.1	3.3	4.2	1.8	1.6	6.4	7.8	3.5	1.5

区分	有効回答数（件）	重度の障害者の日中の活動の充実と場所の確保	在宅でも医療を受けられる体制づくり	グループホームの施設整備	バリアフリーのまちづくり	障害特性に対応した情報提供	相談支援体制の強化	障害者への理解を深めるための講習やイベント	研修等による支援者の育成	その他
全体	2,147	6.3	17.0	9.6	21.0	12.1	13.2	8.1	6.8	5.4
0～5歳	17	5.9	0.0	5.9	0.0	0.0	11.8	11.8	5.9	0.0
6～15歳	66	9.1	0.0	15.2	10.6	12.1	9.1	6.1	10.6	0.0
16～19歳	36	11.1	5.6	22.2	5.6	5.6	8.3	11.1	8.3	2.8
20歳代	124	16.1	3.2	28.2	13.7	19.4	16.1	14.5	7.3	7.3
30歳代	146	12.3	8.9	13.7	8.9	19.2	13.7	13.7	9.6	4.1
40歳代	234	9.4	12.4	10.7	17.9	15.0	14.1	14.5	7.3	6.4
50歳代	242	2.9	13.6	9.5	21.1	18.2	19.0	10.3	9.1	9.1
60歳代	335	7.2	22.1	6.3	28.1	13.4	9.3	7.2	6.6	4.5
70歳以上	879	3.5	23.0	6.6	23.8	8.2	12.5	4.6	5.3	5.1

【考察】

利用している障害福祉サービスの満足度をみると、全体では3割強の人が満足している一方で、知的障害者、発達障害者で「必要なサービスが十分に受けられず不満足」な人が1割前後、精神障害者等と発達障害者で「サービスの質に満足できない」が1割台後半と、不満足とした回答が多くなっています。

今後、市行政で重点的に取り組むべきと思う施策としては、障害や病気の種類によって傾向がばらけており、「無回答」を除き身体障害者では「バリアフリーのまちづくり」、知的障害者では「グループホームの整備」、精神障害者等では「就労支援の充実」、発達障害者では「児童の発達相談を切れ目なく受けられる体制」、難病患者では「在宅医療を受けられる体制」に力を入れるべきと考えている人がそれぞれ最も多くなっています。障害のある人のニーズを的確に捉え、生活しやすい環境を整備していくことが必要です。



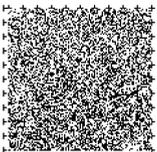
- ・避難所で支援が必要なことがわかるベスト等
- ・避難行動要支援者名簿の活用
- ・常用薬の確保
- ・車いすに対する配慮
- ・二次避難所など災害時の対応の周知
- ・災害時の障害者用のホットライン

④ 就労支援について

- ・義務教育は9年間あるが、早めに就労に対するイメージが持てるよう機会を設ける
- ・ハローワーク等の就労支援者から現実的な就労イメージの提供
- ・特別支援学校ならまっすぐ伸びる場合でも、普通級では自己確立ができないと就労に結びつかないことがある。
- ・交通費の助成制度が必要（体調が悪いときはタクシーを利用せざるを得ない）

⑤ 障害福祉サービスについて

- ・利用時間が足りない。
- ・市内の事業所のサービスの質が低い。
- ・利用方法について柔軟な対応をしてほしい（市も事業所も）。
- ・保育園に通っている発達障害児、または園への支援の充実。
- ・早めに支援や相談に結びつけられるよう、コーディネーターが必要。
- ・障害に応じたサービス量（全員が上限ではなく）
- ・わかかさ学園に期待するものは大きい（父母会を通して様々なイメージがつかめた）
- ・サービスの充実により保護者の養育力が低下
- ・支援できる家族がいるとヘルパー派遣の時間が減らされてしまう。
- ・障害支援区分の調査員の病気に対する理解（体調によって区分が変わってしまう）
- ・卒後の進路先の確保（医療的ケアが必要な子どもは特に厳しい状況）
- ・医療的ケアの必要な子ども利用できるショートステイや日中一時の整備
- ・移動支援の利用時間、対象者の拡大
- ・住宅改修の補助の上限を上げてほしい
- ・入浴サービスの拡充
- ・通所サービスの個人に合わせた食事の提供
- ・紙おむつの支給金額の上限を上げてほしい



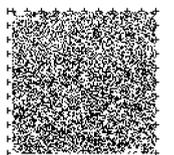
- ・ガソリン費、タクシー費助成額の増額
- ・青年、成年期の余暇活動の場

⑥ 団体として重点的に取り組んでいること

- ・保護者支援、特に保育園に通園する保護者への情報提供（幼保時に情報があることが大切）
- ・保護者と教育（学校）との間の調整
- ・患者サロン

⑦ その他、市への要望

- ・保護者向けの学習会の実施
- ・ペアレントトレーニング、ペアレントメンター事業の実施
- ・福祉支援員が減っているのは市の施策がうまくいっていない証拠
- ・当事者団体への支援（会費の負担軽減）
- ・当事者団体の周知に市も協力してほしい
- ・公共施設、商業施設のバリアフリー
- ・会議や講演会の場所の確保
- ・選挙で障害者が投票しやすい環境づくり
- ・親亡き後の子どもへの支援体制
- ・障害者が参加できるスポーツチーム、クラブの情報提供
- ・障害福祉サービス全般についての説明会、勉強会の開催
- ・市議会議員との懇談の場



<事業所としてできること>

- ・グループホームの新設
- ・地域での生活を利用者が希望した場合、受け入れができるよう対応を考える。
- ・グループホームの建設と運営管理、施設間の連携
- ・利用者の受け入れ
- ・福祉関係の連絡会等で連携し、情報の共有や議論を行い、支援の向上を図る
- ・受入れ前の事前準備、体制整備（医療的ケアが必要な方など）
- ・余暇活動の場の提供
- ・入所者の地域移行に向けた支援
- ・都外施設からグループホームへの一時的繋ぎの受け入れ（短期入所）

③ 就労支援について

<行政が取り組むべきこと>

- ・事業所連携の強化、企業訪問、特別支援学校等との意見交換、就労支援センターの機能拡大、在宅の就職希望者の発掘
- ・地域企業での実習・就労先の確保、企業への啓発と定着への支援
- ・商工会との課題共有機会設定
- ・人員体制を手厚くし、グループワーク等も含めプログラムの充実
- ・仕事以外の支援の充実（余暇活動、悩み相談等）
- ・今後の見通しを踏まえた現実的な計画の数値設定
- ・委託事業の内容の見直し
- ・企業の障害者理解への啓蒙、受け入れ先企業の援助
- ・自立支援協議会に就労支援部会を設置

<事業所としてできること>

- ・事業活動のPR（見学ツアー）
- ・就労継続支援 A 型の新設
- ・事業所連携、企業訪問、就労支援センターとの連携
- ・すべての利用者が一般就労できるよう、スキルアップを図る
- ・B 型利用者の就職の可能性の再検討
- ・職員配置増
- ・市内の事業所が積極的に障害者雇用



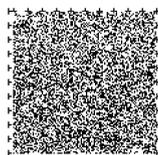
④ 地域生活支援拠点について

<行政が取り組むべきこと>

- ファンドレイジングの活用
- 拠点に必要な機能は現行制度で可能であり、現行制度に対する国レベルでの報酬の上乗せが必要
- 事業所間の横断的な論議、グループホーム建設への支援、市民への意識啓発と協力要請、国・都への支援要請
- 地域活動支援センターの支援体制の充実
- ケア連のネットワークの機能強化
- 緊急性、相談、体験などの受け皿機能の検討
- アウトリーチサービス事業の検討
- 自立支援協議会で専門部会を設置
- 基幹相談支援センターの整備
- 先進事例の研究
- 介護福祉課との連携

<事業所としてできること>

- すでに行っている必要な居室や人材の確保
- 事業所間の横断的な論議への参加、グループホームの建設と運営、国・都への支援要請
- 市全体であり方について共通認識が必要
- イベントや勉強会など、団体で連携をとれる関係性の維持
- 相談支援の質の向上
- 短期入所事業所として緊急避難などの協力



⑤ 福祉人材の確保について

○同行援護・行動援護・移動支援・日中一時支援について

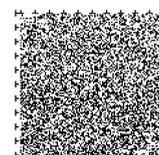
	事業所A	事業所B	事業所C	事業所D
ヘルパーの人数(人)	100	19	26	14
時給(円)	1,500	自立支援サービス 1,350 地域生活支援事業 940~1,000	932~1,080	1,350
一日の平均勤務時間(時間)	8	3~4	3.5	2

○グループホームについて

	事業所A	事業所B	事業所C	事業所D	事業所E
世話人の人数(人)	60	3+3 (世話人+ 支援員)	2	5 (常勤+非常勤)	6
時給(円)	1,200	委託料 月75万円	1,000~ 1,350	1,300~1,450 非正規 1,010	1,190
一日の平均勤務時間(時間)	8	8	4~8	7	8

<行政が取り組むべきこと>

- ・報酬単価の引き上げ（移動支援等、利用が集中する土日の報酬単価を上げる）
- ・人材確保のための支援、福祉人材情報の提供、福祉人材フェアの開催
- ・国、都への要請
- ・他課との連携（地域のマンパワーの発掘）
- ・ヘルパー養成教室、研修
- ・学校等での福祉の仕事の紹介授業
- ・市内事業所共同の説明会、採用への援助
- ・離職防止のための事業所横断の勉強会、研修
- ・経営サポート（財務体制、人材育成）
- ・移動支援の単価改正
- ・福祉関連の職種に限定した有給研修生制度
- ・市内で合同の面接会



<事業所としてできること>

- ・土日の給料（時給）を高くして人を確保している（それでも土日は人が不足する）。
- ・福祉人材フェアへの参加、人材の受け入れ、福祉系大学・専門学校への訪問
- ・処遇改善、資質向上
- ・福祉の仕事に誇りが持てるよう人を育てる

⑥ 市内の生活介護事業所（定員）の不足について

○利用者数の状況について

- ・定員未満：6法人
- ・定員：なし
- ・定員オーバー：2法人

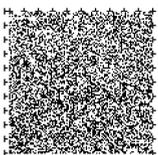
○定員の増加や、事業者間での利用者の移行（生活介護から就労継続支援 B 型へ）について

- ・可能：なし
- ・調整次第で可能：8法人
- ・不可能：なし
- ・わからない：1法人

⑦ 災害時にできる支援について

<行政が取り組むべきこと>

- ・利用者が事業所で寝泊まりできるよう、寝具などの提供
- ・学校の教室など、環境への配慮が必要な人が利用できる場所の確保
- ・市民への意識啓発、災害情報の提供、事業所を集めて論議、図上演習、防災訓練
- ・要援護者把握と支援計画作成、シミュレーション
- ・市の支援策を市民、事業所に分かりやすく説明
- ・有事の際、周りの人が障害を理解できる視覚的な取り組み
- ・避難生活が長期化した場合の対応
- ・初動業務として安否確認、情報伝達、緊急要件の把握、ケアのための早い時期でのオープンスペースの確保
- ・有事の障害者支援体制（専門チーム）の確保

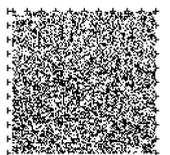


<事業所としてできること>

- 開所時間内での迎えが来るまでの利用者の待機
- 非常時に動ける人手の確保
- 非常時の備品や食料品の常備
- 災害時の受け入れ施設としての周知、事業所の集まりでの論議、図上演習への参加
- 利用者を車で送る
- 2次避難所の開設
- 近隣の事業所と連携し、備蓄品等を共有
- 災害時に開所時間を越えて預かる
- 避難訓練、集団行動の蓄積
- 大型震災防災プランの策定

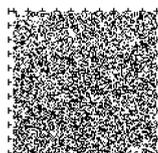
⑧ 法人・事業所の課題について

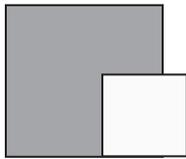
- 人材の育成・確保
- 持続的にスタッフを増やし続ける
- グループホームの建設、利用者の高齢化、安定的な運営の確保、人材の確保と後継者の育成、人事評価の実施、就労環境の整備、他法人の事業移管の検討
- 人材育成、組織力
- 利用者の高齢化
- 人手不足
- 事業所の移転先の確保
- 医療ケアが必要な人への対応（新しくサービスを始める）
- 事業所の乱立による過競争
- より良い支援のためには親の協力が必要だが、負担は敬遠されがち
- クライシス対応サービス事業の模索
- アウトリーチサービス事業の模索



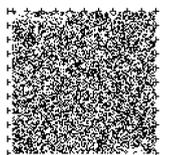
⑨ 市が重点的に取り組むべき施策について

- 施設入所せずに地域のサービスを利用して生活できるよう、必要なサービス量を確保する
- 利用者の高齢化、グループホームの建設支援、福祉人材の確保、就労支援センターの開設、事業所間の論議の場の推進、国・都への支援要請、事業所・利用者の障害計画作りへの参画
- 資源（事業所の確保）、運営基盤向上へのサポート
- 自立支援協議会の積極的運営
- 一人一人のニーズに合わせた対応
- 法人事務の負担軽減
- 高齢化している親や事業所の努力（負担）を前提としない制度作り
- 青年期の余暇活動に対する取り組み





第3章 障害福祉計画



1 障害福祉計画の基本的な考え方

東久留米市は、ノーマライゼーションの理念のもとで、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定に寄り添える支援を目指します。そして、障害者が希望する障害福祉サービスを選択しながら、自立と社会参加が実現できるよう、次のような基本的な考え方のもとで、第5期障害福祉計画を策定します。

(1) 訪問系及び日中活動系サービスの提供体制の充実 ●●●●●●●●●●

地域で安心して暮らしていくため、障害者が必要とするサービスを選択できるよう、訪問系サービス及び日中活動系サービスの提供体制を確保するよう努めます。また、社会参加や余暇活動の充実を図るため、移動支援、意思疎通支援等の地域生活支援事業を実施します。

(2) 一般就労等への移行支援の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

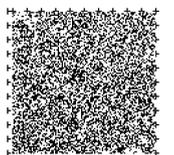
「就労継続支援」又は「就労移行支援」を行う事業所と、就労支援室「さいわい」「あおぞら」及びハローワーク等の就労支援機関との連携によって、希望する方が少しでも多く一般就労に移行できるように、数値目標を立てて、一般就労への移行支援を推進します。また、就職後の定着に向けた支援や、失職後の相談にも丁寧に応じられるよう、努めていきます。

(3) 入所施設等からの地域移行の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

都外の福祉施設に入所している障害者や、精神科病院に長期入院を続けている方が、自らの意思によって生まれ育った東久留米市での生活を希望する場合、出来る限り受け入れられるように、数値目標を立てて地域移行支援を推進します。そのためのグループホーム等のサービス基盤の拡充に努めます。

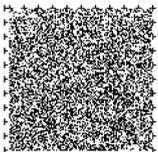
(4) サービス等利用計画の提供体制の確保 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

障害者が必要とするサービスを適切に利用できるよう、計画相談支援の導入を着実に推進していきます。また、サービス等利用計画に関わらない一般相談にも、広く応えていける体制を目指していきます。



障害福祉計画の基本的な考え方

- (1) 訪問系及び日中活動系サービスの提供体制の充実
- (2) 一般就労等への移行支援の推進
- (3) 入所施設等からの地域移行の推進
- (4) サービス等利用計画の提供体制の確保



○行動援護

行動障害のある知的障害者・精神障害者で、常時介護を必要とする方に、移動の介護や危険回避の援護などを行います。

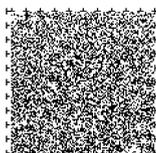
(月あたり)

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	22	23	23	24	24	25
利用時間数(時間)	674	677	656	720	720	720

H27、H28年度は年度末(3月)実績、H29年度は9月実績

【訪問系サービスの見込量確保に向けての方策】

- 同行援護や行動援護など、福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。
- サービスの質の向上や福祉人材のスキルアップのため、研修情報の提供や地域自立支援協議会主催の講演会等を実施します。



○宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援を行います。

（年間あたり）

区分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	2	0	0	1	1	1
利用日数(日)	62	0	0	30	30	30

H27、H28年度は年度末(3月)実績、H29年度は9月実績

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、生産活動等を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。

（月あたり）

区分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	30	34	41	45	50	55
利用日数(日)	514	618	680	765	850	935

H27、H28年度は年度末(3月)実績、H29年度は9月実績

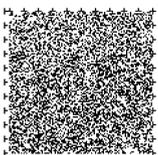
○就労継続支援（A型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等を通じて、知識・能力の向上のための訓練を行います。A型は利用者と事業者が雇用契約を結び、就労の機会や提供を受けるもので、最低賃金法が適用されます。

（月あたり）

区分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	15	15	18	19	20	21
利用日数(日)	327	319	357	399	420	441

H27、H28年度は年度末(3月)実績、H29年度は9月実績



○就労継続支援（B型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等を通じて、知識・能力の向上のための訓練を行います。B型は雇用契約を結ばずに生産活動や就労のための訓練を行うものです。

(月あたり)

区分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	291	284	291	305	312	319
利用日数(日)	5,128	5,106	4,824	5,185	5,304	5,423

H27、H28年度は年度末(3月)実績、H29年度は9月実績

○就労定着支援（平成30年度からの新規事業）

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

(年あたり)

区分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	—	—	—	12	15	18
定着率(%)	—	—	—	—	80	80

各年度末(3月)時点での実績

※定着率（支援開始1年後の職場定着率）は前年度利用者の1年後の定着率の平均値

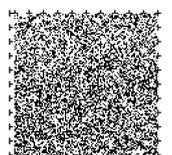
○療養介護

医療を要する障害者で、常時介護を必要とする方に、病院等の施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

(月あたり)

区分	第4期（実績）			第5期（見込み）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	8	10	10	11	12	13

H27、H28年度は年度末(3月)実績、H29年度は9月実績



○短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの理由で介護できない場合に、短期間施設に入所して必要な介護等の支援を行います。

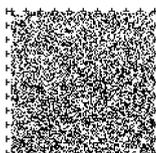
(月あたり)

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	48	40	39	55	58	61
利用日数(日)	318	253	285	358	377	397

H27、H28年度は年度末(3月)実績、H29年度は9月実績

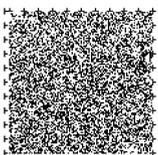
【日中活動系サービスの見込量確保に向けての方策】

- 福祉人材の不足により、利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。
- 障害者の高齢化・重度化に伴う利用者の増加や、特別支援学校等の卒業生の進路希望の増加による生活介護の定員の不足が予想されます。利用者の希望するサービスの提供体制の確保のため、近隣市や東京都と連携しながら圏域の課題として方策を検討していきます。
- 平成30年度より始まる就労定着支援においては、市内で開設を予定している事業所と就労支援室との連携により、一般就労へ移行した方の定着率の向上を目指します。



【居住系サービスの見込量確保に向けての方策】

- 福祉人材の不足により、利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。
- 施設入所支援については、基本方針としての地域移行の推進と当事者の希望との調整を図りながら、徐々に減っていくように計画します。
- 入所施設等からの地域移行や親亡き後を見据えた方策として、グループホームの整備が必要とされています。予定されているグループホーム2ユニット（定員12名）により、見込み量の確保に努めます。
- 平成30年度より始まる自立生活援助により、一人暮らしを希望する方への支援を行うと共に、入所施設やグループホーム、長期入院からの地域移行を推進します。



(4) 特定相談支援と地域相談支援

○計画相談支援・障害児相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

○地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

(月あたり)

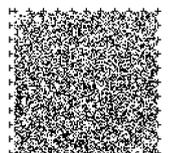
利用件数 (件)	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	87	86	89	91	93	95
障害児 相談支援	15	16	26	28	30	32
地域移行支援	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	0	0	0	1	1	1

各年度月平均実績、H29年度は9月までの月平均実績

※計画相談支援、障害児相談支援はモニタリング利用件数を含む

【相談支援事業の見込量確保に向けての方策】

○施設代表者会相談支援部会でのケース検討等により、計画相談支援のサービスの質の向上を図ります。



③ 日常生活用具

様々な障害に応じた自立生活支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。また、用具の対象範囲の拡大の必要性については、随時検討します。

(年間あたり)

区分 (件)	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	19	19	19	19	19	19
自立生活支援用具	15	20	24	24	24	24
在宅療養等支援用具	14	23	15	16	16	16
情報・意思疎通支援用具	14	23	24	26	28	30
排泄管理支援用具	2,002	2,193	2,300	2,400	2,500	2,600
住宅改修	10	7	8	8	8	8

④ 訪問入浴事業

在宅の重度身体障害者で、通所により入浴サービスを受けることが困難であり、また、自宅の浴室においても入浴ができない者に対し、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図るため、自宅へ専用の浴槽を持参し入浴の支援を行います。

(月あたり)

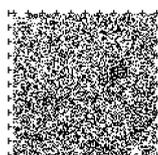
区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	—	—	1	1	1	2
利用回数(回)	—	—	2	4	4	8

⑤ 日中一時支援

障害者に日中活動する場を提供するとともに、家族の緊急時やレスパイトのニーズに対応します。

(年間あたり)

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所(箇所)	6	6	6	6	6	6
実利用者数(人)	206	189	178	190	200	210



⑥ 手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚・言語・音声機能障害等で意思疎通に支障のある方に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。

(年間あたり)

区分(件)	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳	349	372	370	390	410	430
要約筆記	37	30	30	30	30	30

⑦ 手話奉仕員及び手話通訳登録者養成事業

聴覚障害者を支援する手話奉仕員及び通訳登録者の養成講習を市が実施します。視覚障害者のための点訳奉仕員の養成講座、及び夜間開催の手話奉仕員養成講習をさいわい福祉センターにて実施します。

(年間あたり)

区分	第4期(実績)			第5期(見込み)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
養成講習 修了者数 (人)	65	65	65	65	65	65

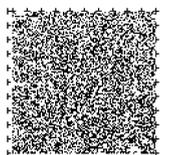
⑧ 地域活動支援センター

障害者等に創作的活動・生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進したりする地域活動支援センターの機能を充実させていきます。障害者の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を強化していきます。

【地域活動支援センターの種類】

I型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けており、1日あたりの実利用人員が概ね20名以上であることが条件。

II型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、1日あたりの実利用人員が概ね15名以上であることが条件。



(年間あたり)

区分		第4期(実績)			第5期(見込み)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
I型	実施個所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	68	61	60	62	65	65
II型	実施個所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	37	31	31	32	33	35

【地域生活支援事業の見込量確保に向けての方策】

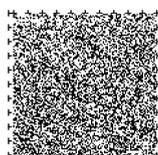
○移動支援や日中一時支援など、福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。

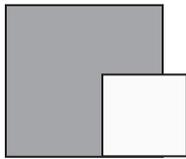
～青年・成人期の余暇活動について～

児童には放課後等の「自立支援と日常生活の充実のための活動」「創作活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」に関するサービスがありますが、成人には日中活動終了後の同様なサービスがありません。

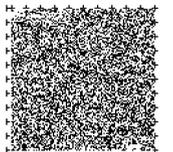
青年・成人期の日中活動終了後の過ごし方については、休息の時間を十分に配慮したうえで、本人の選択する活動の場の提供が望まれています。

こうした多様な需要がある状況を国や都に情報提供すると共に、生涯学習や地域生活支援拠点の考え方もふまえ、青年・成人期の余暇活動について調査・研究していきます。





第4章 障害児福祉計画



(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ●●●●●●●●

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童保育）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。

(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 ●●●●●●●●

① 重症心身障害児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実に努めます。

② 医療的ケア児に対する支援体制の充実

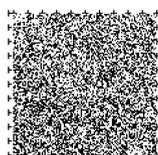
医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、障害児支援等の充実に努めます。また、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図り、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を目指します。

③ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

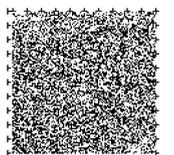
(5) 障害児相談支援の提供体制の確保 ●●●●●●●●●●●●●●●●

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても、質の確保及びその向上に努め、支援の提供体制の構築を目指します。



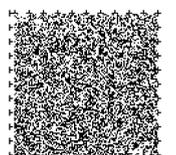
障害児福祉計画の基本的な考え方

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- (4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- (5) 障害児相談支援の提供体制の確保



(4) 特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備 ●●●●●●●●

重症心身障害児や強度行動障害、高次脳機能障害のある児童、医療的ケア児については、地域の身近な場所で適切な支援を受けられるような仕組みに向け、課題等について整理していきます。



3 事業量の見込み

第4期障害福祉計画期間中のサービス利用実績と今後の事業所の事業展開の可能性等を踏まえ、第1期障害児福祉計画における各種サービス事業量を見込みました。

○児童発達支援

地域の障害児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

(月あたり)

区分	第4期障害福祉計画（実績）			第1期障害児福祉計画（見込み）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	49	50	48	50	52	54
利用日数(日)	605	701	731	750	780	810

H27、H28年度は年度末(3月)実績、H29年度は9月実績

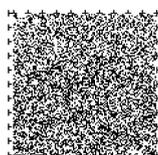
○放課後等デイサービス

就学している障害児に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

(月あたり)

区分	第4期障害福祉計画（実績）			第1期障害児福祉計画（見込み）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	122	132	148	161	174	187
利用日数(日)	1,434	1,601	1,731	1,932	2,088	2,244

H27、H28年度は年度末(3月)実績、H29年度は9月実績



○保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問し支援します。

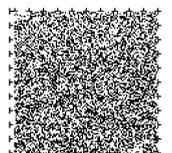
(月あたり)

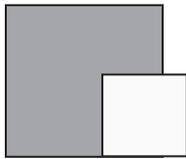
区分	第4期障害福祉計画（実績）			第1期障害児福祉計画（見込み）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
利用日数(日)	0	0	0	2	2	2

H27、H28年度は年度末(3月)実績、H29年度は9月実績

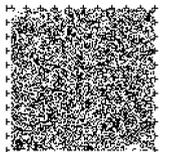
【児童系サービスの見込量確保に向けての方策】

○市内に児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所が増えることが予想されるなか、東京都と市による指導、実地検査や事業所間の情報交換等により、サービスの質の向上を目指します。





第5章 計画の推進に向けて



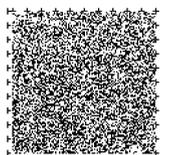
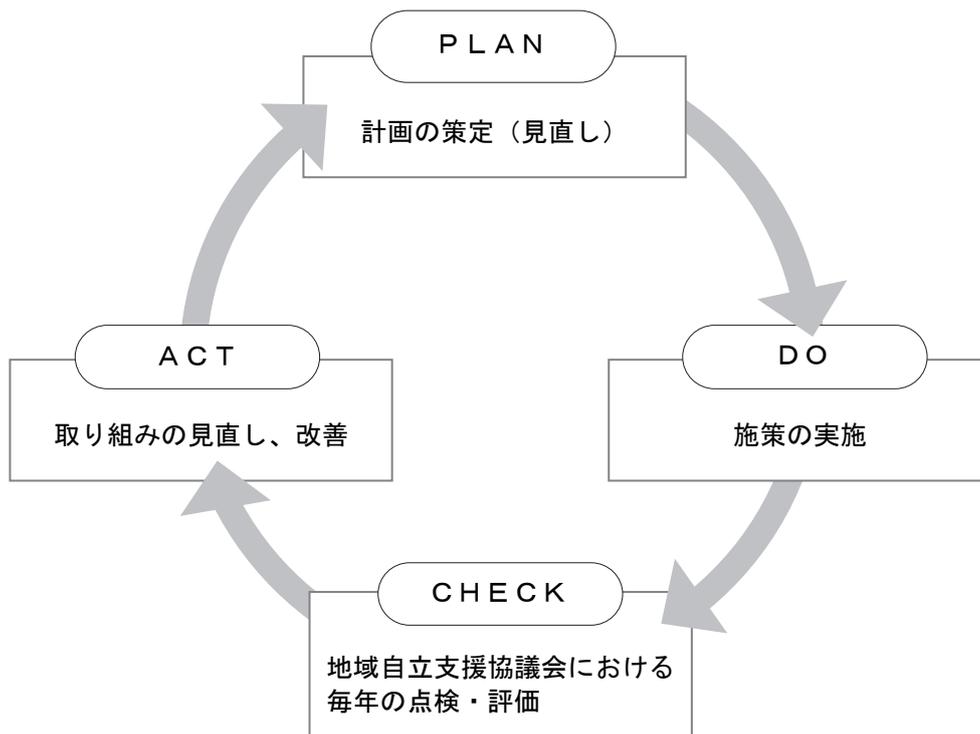
1 計画の推進体制と進行管理

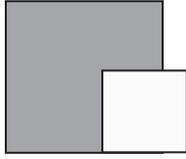
(1) 地域自立支援協議会による障害福祉計画・障害児福祉計画の進行管理

平成30年度から32年度が第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の計画期間となりますが、毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルを構築していきます。

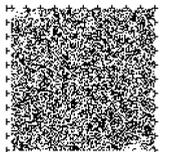
また、「障害者に関わることを当事者抜きには決めない」ことを基本とし、地域自立支援協議会委員には必ず障害当事者及び家族の方を、委員総数の3分の1を目安に選任していきます。一方、専門部会では広く一般の市民が加われるように運営していきます。

「PDCAサイクル」のイメージ



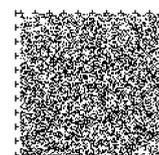


參考資料

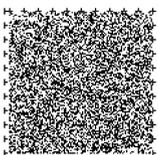


1 検討経過

会議名	年月日	内容
第1回東久留米市地域自立支援協議会	H29. 5. 19(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・第4期障害福祉計画（平成28年度分）の点検・評価 ・第5期障害福祉計画について
第2回東久留米市地域自立支援協議会	H29. 6. 22(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの有料化に伴う指定収集袋の減免制度等について ・相談支援部会報告 2 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・第4期障害福祉計画（平成28年度分）の点検・評価 ・第5期障害福祉計画の策定に係るアンケート調査票について（障害や病気のある方の地域での生活と共生に関する意識調査（案）について）
第3回東久留米市地域自立支援協議会	H29. 9. 21(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援部会報告 2 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に係る事業所ヒアリングの状況及びアンケート調査票の回収状況について
第4回東久留米市地域自立支援協議会	H29. 10. 16(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に係るアンケート調査結果について ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に係るサービス見込み量について
第5回東久留米市地域自立支援協議会	H29. 11. 17(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・委員の交代について ・相談支援部会報告 2 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の骨子案について
第6回東久留米市地域自立支援協議会	H30. 1. 29(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1 定例会 <ul style="list-style-type: none"> ・住みよいまちづくり部会報告 ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（素案）の説明と討議 2 市民参加型 <ul style="list-style-type: none"> ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（素案）について意見交換



アンケート調査	H29. 7. 28 (金) ～ H29. 8. 25 (金)	障害や慢性疾患のある方から障害種別ごとに 3,496名を無作為抽出。
パブリックコメント	H30. 2. 15 (木) ～ H30. 3. 6 (火)	意見提出：6名(31件)



2 東久留米市地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第89条の2の規定に基づき、障害福祉に関する関係者による相互の連携及び、地域における情報共有、支援体制の整備について協議を行うために設置する東久留米市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業に係る中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 障害福祉計画に関すること。
- (5) その他障害福祉に関することで協議会が必要と認めること。

(委員構成)

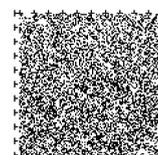
第3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから17名以内をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する学識経験者
- (2) 障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 保健医療関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 就労支援関係者
- (8) 民生児童委員の代表者
- (9) 社会福祉協議会の代表者

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。



(任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(専門部会)

第7 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局及び庶務)

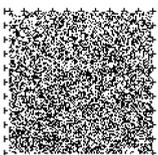
第9 協議会の事務局は、東久留米市立さいわい福祉センターに置き、協議会の庶務は事務局及び障害福祉課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

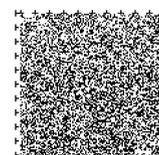
この訓令は、平成24年10月1日から施行する。



3 東久留米市地域自立支援協議会委員名簿(平成 29 年度)

種 別	人数	氏 名 (敬称略)	専門部会	備 考
障害福祉に関する学識経験者	1	会 長 澤 隆史		
障害当事者又は障害者団体・家族会の代表者	5	長田 菜穂美	住みよいまちづくり	副部長
		松本 健彦	相談支援	
		及川 静子	住みよいまちづくり	
		平山 征子	住みよいまちづくり	
		小田島 榮一	相談支援	
相談支援事業者	2	飯島 一憲	住みよいまちづくり	
		小林 宏治	相談支援	
障害福祉サービス事業者	3	副会長 磯部 光孝	住みよいまちづくり	部会長
		高原 聡	相談支援	部会長
		有馬 優子	相談支援	副部長
保健医療関係者	1	橋本 雅美	住みよいまちづくり	
教育関係者	1	吉澤 洋人	相談支援	
就労支援関係者	1	石井 克枝	相談支援	
民生児童委員の代表者	1	後藤 千賀子	住みよいまちづくり	
社会福祉協議会の代表者	1	大櫛 昌史	相談支援	
合 計	16			

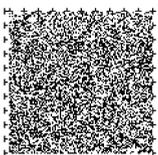
※ 委員任期 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日



4 市内施設一覧

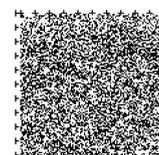
【通所系事業所（生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）】

法人名	事業所名	事業内容・定員
東久留米市	東久留米市立さいわい福祉センター	生活介護（8） 就労移行支援（12）
社会福祉法人龍鳳	ライフパートナーこぶし	生活介護（5）・短期入所（3）
社会福祉法人森の会	広域地域ケアセンター バオバブ	自立訓練（生活訓練）（6） 就労移行支援（6） 就労継続支援B型（23）
社会福祉法人森の会	プラタナス	生活介護（20） 自立訓練（生活訓練）（15）
社会福祉法人イリアンソス	活動センターかなえ	生活介護（40）
社会福祉法人イリアンソス	のぞみの家	生活介護（20）
社会福祉法人イリアンソス	なかまの家	生活介護（20）
社会福祉法人すぎのこ	まあぶる	就労継続支援B型（20）
社会福祉法人すぎのこ	えいぶる	就労継続支援B型（35）
社会福祉法人椎の木会	第二どんぐりの家	就労継続支援B型（20）
社会福祉法人椎の木会	どんぐりの家	就労継続支援B型（25）
社会福祉法人リブリー	すばる	生活介護（20） 就労継続支援B型（18）
社会福祉法人しおん保育園	しおん学園（忘れな草）	就労継続支援B型（10）
特定非営利活動法人ピープルファースト東久留米	ピープルファースト東久留米	就労継続支援B型（12）
特定非営利活動法人武蔵野の里	くるめパソコン作業所	就労移行支援（10） 就労継続支援B型（12）
特定非営利活動法人武蔵野の里	ぶどうの郷	就労継続支援B型（24）
特定非営利活動法人コイノニア	就労支援事業所 コイノニア	就労継続支援B型（28） 就労継続支援A型（10）
特定非営利活動法人久留米リカバリーハウス	久留米リカバリーハウス	自立訓練（生活訓練）（10） 就労継続支援B型（10）
社会福祉法人チャレンジャー支援機構	パン工房モナモナ	就労継続支援B型（20）
株式会社アールキューブビジネスサポート	きぼう工房東くるめ	就労継続支援A型（10） 就労継続支援B型（10）



【居住系事業所（施設入所支援・共同生活援助）】

法人名	事業所名	事業内容・定員
社会福祉法人龍鳳	ライフパートナーこぶし	施設入所支援（30）
特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ	グッドライフ生活寮 （生活寮2のサテライト）	グッドライフ生活寮2に含む
特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ	グッドライフ生活寮2	共同生活援助（8）
特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ	グッドライフ生活寮3	共同生活援助（3）
特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ	グッドライフ生活寮4	共同生活援助（2）
社会福祉法人東京コロニー	東久留米第一氷川台寮	共同生活援助（6）
社会福祉法人東京コロニー	東久留米第二氷川台寮	共同生活援助（6）
社会福祉法人東京コロニー	東久留米第三氷川台寮	共同生活援助（2）
社会福祉法人椎の木会	グループホームどんぐり中央荘	共同生活援助（6）
社会福祉法人イリアンソス	生活寮にじ	共同生活援助（7）
社会福祉法人イリアンソス	生活寮そら	共同生活援助（7）
社会福祉法人イリアンソス	生活寮うみ	共同生活援助（7）
社会福祉法人イリアンソス	生活寮かぜ	共同生活援助（7）
特定非営利活動法人武蔵野の里	グループホームむさし野1	共同生活援助（7）
社会福祉法人森の会	優朋	共同生活援助（7）
特定非営利活動法人自立福祉会	ウィル生活寮	共同生活援助（3）
特定非営利活動法人自立福祉会	ウィル第二生活寮	共同生活援助（2）
特定非営利活動法人自立福祉会	ウィル第三生活寮	共同生活援助（4）
特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ	みんなの家やすらぎ寮第1	共同生活援助（4）
特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ	みんなの家やすらぎ寮第2	共同生活援助（4）
特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ	みんなの家やすらぎ寮第3	共同生活援助（4）
特定非営利活動法人コイノニア	コイノニアホーム	共同生活援助（7）
特定非営利活動法人コイノニア	八幡町コイノニアホーム	共同生活援助（6）
社会福祉法人すぎのこ	すぎのこハウス	共同生活援助（6）
社会福祉法人リブリー	グループホーム花みずき	共同生活援助（13）

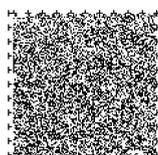


【児童系事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）】

法人名	事業所名	事業内容・定員
東久留米市	東久留米市立わかかさ学園	児童発達支援（35）
株式会社あいる	あいる	児童発達支援（10） 放課後等デイサービス（10）
特定非営利活動法人ゆう	てんとうむし	放課後等デイサービス（10）
特定非営利活動法人 かるがも 花々会	だっく	放課後等デイサービス（10）
特定非営利活動法人 かるがも 花々会	ぐ～す	放課後等デイサービス（10）
社会福祉法人イリアンソス	このみ	放課後等デイサービス（10）
社会福祉法人 しおん保育園	しおん学園	放課後等デイサービス（10）
一般社団法人シュプロス	シュプロス東久留米教室	放課後等デイサービス（10）
合同会社 RadiantKids	放課後等デイサービス カーリッジ東久留米	放課後等デイサービス（10）

【相談支援系事業所（計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援）】

法人名	事業所名	事業内容
東久留米市	東久留米市立さいわい福祉センター	計画相談支援
東久留米市	東久留米市立わかかさ学園発達相談室	障害児相談支援
社会福祉法人椎の木会	東久留米市地域生活支援センター めるくまーる	計画相談支援・地域移行支援 地域定着支援
特定非営利活動法人自立生活センター グッドライフ	自立生活センターグッドライフ	計画相談支援・障害児相談支援 地域移行支援・地域定着支援
社会福祉法人龍鳳	ライフパートナーこぶし	計画相談支援
社会福祉法人森の会	広域地域ケアセンター バオバブ	計画相談支援
社会福祉法人イリアンソス	イリアンソス相談支援センター	計画相談支援・障害児相談支援
特定非営利活動法人武蔵野の里	相談支援センター 武蔵野の里	計画相談支援
特定非営利活動法人チャレンジャー 支援機構	モナモナ相談支援センター	計画相談支援
社会福祉法人すぎのこ	すぎのこ相談室	計画相談支援
特定非営利活動法人コイノニア	特定相談支援事業所 コイノニア	計画相談支援
特定非営利活動法人生活支援グループ 夢来夢来	相談ステーションむくむく	計画相談支援・障害児相談支援
特定非営利活動法人在宅支援グループ 優友	相談支援センター くるみ	障害児相談支援



【教育相談】

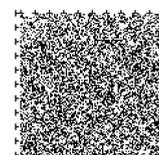
設置主体	名 称	事業内容
東久留米市	中央相談室	教育に関する相談
東久留米市	滝山相談室	教育に関する相談

【地域生活支援事業所（移動支援・日中一時支援）】

法人名	事業所名	事業内容・定員
東久留米市	さいわい福祉センター	移動支援 日中一時支援（8）
特定非営利活動法人自立援助センターログハウス	自立援助センター ログハウス	移動支援 日中一時支援（4）
特定非営利活動法人たすけあいぐるーぷぬくもり	介護ぐるーぷ ぬくもり	移動支援
特定非営利活動法人自立生活センターグッドライフ	自立生活センター グッドライフ	移動支援
特定非営利活動法人ゆう	在宅支援グループ 優友	移動支援 日中一時支援（5）
特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来	へるぱーすてーしょん 夢来夢来	移動支援 日中一時支援（5）
特定非営利活動法人かるがも花々会	ヘルパーステーション かるがも	移動支援 日中一時支援（4）
特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまある	地域ケアネットワーク ゆいまある	移動支援
社会福祉法人イリアンソス	イリアンソス このみ	移動支援 日中一時支援（5）
特定非営利活動法人成年後見サービスやすらぎ	成年後見サービス やすらぎ	移動支援
株式会社セントラルケア	ホームヘルプ ふみちゃん家	移動支援
株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケア東久留米	移動支援

【就労支援室】

法人名	事業所名	事業内容
東久留米市	就労支援室「さいわい」	就労相談・支援 （主に身体・知的障害）
社会福祉法人権の木会	就労支援室「あおぞら」	就労相談・支援 （主に精神障害）



東久留米市
第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画

平成30年3月

発行：東久留米市 福祉保健部障害福祉課

〒203-8555

東京都東久留米市本町 3-3-1

電話：(042) 470-7747

FAX：(042) 475-8181

